堺市公報　第356号	令和７年３月28日発行
堺市公報	発行 堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町３番１号

目　　次

頁

＜規則＞

○堺市情報公開条例施行規則及び堺市個人情報の保護に関する法律施行細則の一部を改正する規則
【市長公室広報戦略部市政情報課】…… 4
○堺市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則
【総務局人事部労務課】…… 7
○堺市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則
【総務局人事部労務課】…… 8
○堺市職員の宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則
【総務局人事部労務課】…… 8
○堺市立文化館条例施行規則の一部を改正する規則
【文化観光局文化国際部文化課】…… 9
○堺市立町家歴史館条例施行規則の一部を改正する規則
【文化観光局歴史遺産活用部文化財課】…… 10
○堺市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則
【健康福祉局長寿社会部国民健康保険課】…… 13
○堺市難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部を改正する規則
【健康福祉局保健所保健医療課】…… 13
○堺市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則
【健康福祉局保健所環境薬務課】…… 14
○堺市母子保健法施行細則の一部を改正する規則
【子ども青少年局子ども青少年育成部子ども育成課】…… 16
○堺市消防局事務分掌規則の一部を改正する規則
【消防局総務部総務課】…… 17
○堺市教育文化センター使用料等規則の一部を改正する規則
【教育委員会事務局教育センター企画相談課】…… 18

＜告示＞

○令和６年資産等報告書等に関する意見書の閲覧について
【総務局行政部総務課】…… 19
○空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく空家等管理活用支援法人の指定について
【建築都市局住宅部住宅施策推進課】…… 20
＜公告＞
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける調達契約に係る落札者等について
【財政局契約部調達課】…… 20
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける調達契約に係る落札者等について
【財政局契約部調達課】…… 22
○堺市立サッカー・ナショナルトレーニングセンターの開場時間、休場日、使用時間及び利用料金について
【文化観光局スポーツ部スポーツ施設課】…… 23
○堺市立鴨谷体育館及び堺市荒山テニスコートの開館（場）時間、休館（場）日、使用時間及び利用料金について
【文化観光局スポーツ部スポーツ施設課】…… 29
○堺市家原大池体育館及び堺市みなと堺グリーンひろばの開館（場）時間、休館（場）日、使用時間及び利用料金について
【文化観光局スポーツ部スポーツ施設課】…… 36
○堺市立栂文化会館の利用料金、開館時間及び休館日について
【文化観光局文化国際部文化課】…… 42
○堺市立西文化会館の利用料金、開館時間及び休館日について
【文化観光局文化国際部文化課】…… 46
○堺市立東文化会館の利用料金、開館時間及び休館日について
【文化観光局文化国際部文化課】…… 56
○堺市立美原文化会館の利用料金、開館時間及び休館日について
【文化観光局文化国際部文化課】…… 68
○堺市立歴史文化にぎわいプラザの利用料金、開館時間及び休館日について
【文化観光局文化国際部文化課】…… 78
○堺市立町家歴史館の利用料金について
【文化観光局歴史遺産活用部文化財課】…… 82
○堺市循環型社会形成推進条例に基づく事業計画書等の提出及び縦覧について
【環境局環境保全部環境対策課】…… 86
○堺市立共同浴場の利用料金について

【健康福祉局長寿社会部長寿支援課】…… 87
○堺市立北こどもリハビリテーションセンターの利用料金について
【健康福祉局障害福祉部障害支援課】…… 87
○堺市立南こどもリハビリテーションセンターの利用料金について
【健康福祉局障害福祉部障害支援課】…… 88
○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出等について
【産業振興局産業戦略部地域産業課】…… 89
○堺市立農業公園「加工体験施設」グルメ体験教室の利用料金について
【産業振興局農政部農水産課】…… 91
○堺市建築基準法施行条例に基づく私道の廃止について
【建築都市局開発調整部建築安全課】…… 91
○堺市立自転車等駐車場の開場時間について
【建設局サイクルシティ推進部自転車対策事務所】…… 92
○都市公園の区域変更に係る公告及び縦覧について
【建設局公園緑地部公園監理課】…… 92
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける調達契約に係る落札者等について
【教育委員会事務局学校管理部学務課】…… 96
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける調達契約に係る落札者等について
【教育委員会事務局学校管理部学務課】…… 97
＜消防局告示＞
○建築物等の避雷設備（避雷針）の指定についての一部を改正する告示
【消防局予防部予防査察課】…… 98
＜上下水道局管理規程＞
○堺市指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程
【上下水道局サービス推進部給排水設備課】…… 99
＜上下水道局告示＞
○地方自治法に基づく指定納付受託者の指定について
【上下水道局サービス推進部給排水設備課】…… 99
＜上下水道局公告＞
○堺市指定給水装置工事事業者規程に基づく指定給水装置工事事業者の指定について
【上下水道局サービス推進部給排水設備課】…… 100
○堺市下水道条例に基づく市指定排水設備工事事業者の指定について
【上下水道局サービス推進部給排水設備課】…… 102

＜選挙管理委員会公表＞
○令和６年10月27日執行の堺市議会議員東区選挙区補欠選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨の公表について
【選挙管理委員会事務局】・・・

様式第３号

堺市公文書公開決定通知書

第　　号
年　　月　　日

様

堺市長　　印

年　　月　　日付けの公開請求について、次のとおり公文書の全部を公開することを決定したので通知します。

1	公文書の名称		
2	公文書の公開をする日時及び場所	日時	年　　月　　日　午前・午後　　時　　分
		場所	
3	公開の方法	1　閲覧又は視聴　　2　写しの交付	
4	担当課	（電話番号　　内線　　）	
5	備考		

（教示）１　この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第２条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内の間（この決定があった日から１年を超えることができません。）に限り、堺市長に対して審査請求をすることができます。

２　この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内の間（この決定があった日から１年を超えることができません。）に限り、堺市（代表者は、市長）を相手方として、この決定の取消しを求める訴えを提起することができます。

（注）１　上記の日時に来られない場合は、事前にその旨を電話等で担当課まで連絡してください。なお、公文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。

２　公文書の閲覧に当たっては、丁寧な取扱いを心がけ、改ざん、汚損、破損等のないようにしてください。

様式第６号（第６条関係）

整理番号			－			

堺市保有個人情報開示決定通知書

第　　号
年　　月　　日

様

堺　市　長　　印

年　　月　　日付けで開示請求のあった保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律第８２条第１項の規定により、次のとおり全部を開示することを決定したので通知します。

1	開示請求に係る保有個人情報の内容	
2	開示する保有個人情報の利用目的	
3	開示の実施の方法等	ア　開示の実施の方法 □　閲覧又は視聴　　□　写しの交付　　□　写しの送付 イ　事務所における開示を実施することができる日時及び場所 期間　　月　　日から　　月　　日まで 時間 場所 ウ　写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用（見込額）
4	担　当　課	（電話番号　　内線　　）
5	備　　考	

注意

1　開示を受ける際には、この通知書及び本人であることを証明するために必要な書類（運転免許証、マイナンバーカード等）を提出し、又は提示してください。

2　本人以外の請求者が開示を受ける場合は、この通知書及び請求者本人であることを証明する書類のほか、その資格を証明する書類（本人の戸籍の謄本等）を提出し、又は提示してください。

3　上記の日時に来られない場合は、事前にその旨を電話等で担当課まで連絡してください。

4　閲覧に当たっては、丁寧な取扱いを心がけ、改ざん、汚損、破損等のないようにしてください。

（教示）

1　この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内の間（この決定があった日から１年を超えることができません。）に限り、堺市長に対して審査請求をすることができます。

2　この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内の間（この決定があった日から１年を超えることができません。）に限り、堺市（代表者は、市長）を相手方として、この決定の取消しを求める訴えを提起することができます。

堺市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和７年３月２８日

堺市長　永　藤　英　機

堺市規則第１１号

堺市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則

堺市職員退職手当支給条例施行規則（昭和３８年規則第２４号）の一部を次のように改正する。

第１４条の２第２号を次のように改める。

(2) その事業について、当該事業を実施する受給資格者が雇用保険法施行規則（昭和５０年労働省令第３号）第８２条の５第１項に規定する再就職手当に相当する退職手当の支給を受けたもの

第１５条第１項第４号中「職業」を「安定した職業」に改め、同条第４項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第５６条の３第１項第１号に該当する者に係る就業促進手当について同条第４項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、同項各号を削る。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和７年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

２　この規則による改正後の堺市職員退職手当支給条例施行規則（以下「新規則」という。）第１４条の２第２号並びに第１５条第１項（第４号に係る部分に限り、新規則第１５条の２において準用する場合を含む。）及び第４項の規定は、退職職員（退職した堺市職員退職手当支給条例（昭和３１年条例第１８号。以下「条例」という。）第２条第１項に規定する職員（同条第２項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下同じ。）であって施行日以後に安定した職業に就いたものについて適用し、退職職員であって施行日前に職業に就いたものに対する条例第９条に規定する基本手当に相当する退職手当又は就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

堺市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和７年３月２８日

堺市長　永　藤　英　機

堺市規則第１２号

堺市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

堺市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（平成１８年規則第８２号）の一部を次のように改正する。

第６条第１項中「若しくは」を「又は」に改める。

第１７条中「若しくは」を「又は」に、「職種又は試験欄」を「試験又は職種欄」に改める。

別表第２のアの表及び別表第６のアの表中「栄養士」の次に「、管理栄養士」を加える。

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

堺市職員の宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和７年３月２８日

堺市長　永　藤　英　機

堺市規則第１３号

堺市職員の宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則

堺市職員の宿日直手当に関する規則（平成１８年規則第９３号）の一部を次のように改正する。

第２条の見出しを「（宿日直手当の支給される勤務）」に改め、同条中「この規則において「宿直勤務」及び「日直勤務」とは」を「宿日直手当の支給される勤務は」に、「勤務をいう」を「宿直勤務及び日直勤務とする」に改める。

第３条中「次の各号に掲げる勤務の区分に応じて、当該各号に定める額」を「６，７００円」に改め、同条各号を削る。

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

堺市立文化館条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和７年３月２８日

堺市長　永　藤　英　機

堺市規則第１４号

堺市立文化館条例施行規則の一部を改正する規則

堺市立文化館条例施行規則（平成１２年規則第４号）の一部を次のように改正する。

第５条第１号中「特別支援学校の小学部又は中学部」を「義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部」に、「とき。」を「とき」に改め、同条第２号中「母子生活支援施設、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設又は児童家庭支援センター」を「児童福祉施設」に、「これら」を「当該児童」に、「教職員」を「職員」に、「とき。」を「とき」に改め、同条第８号中「とき。」を「とき」に改め、同号を同条第９号とし、同条第７号中「とき。」を「とき」に改め、同号を同条第８号とし、同条第６号中「とき。」を「とき」に改め、同号を同条第７号とし、同条第５号中「とき。」を「とき」に改め、同号を同条第６号とし、同条第４号中「昭和４８年厚生省発児第１５６号厚生事務次官通知」を「昭和４８年９月２７日付け厚生省発児第１５６号厚生事務次官通知」に、「とき。」を「とき」に改め、同号を同条第５号とし、同条第３号中「とき。」を「とき」に改め、同号を同条第４号とし、同条第２号の次に次の１号を加える。

(3) 学校教育法第１条に規定する幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む。）の幼児を引率する教職員（当該幼児が介護者を必要とするときは、当該介護者を含む。）が、教育上の目的で観覧するとき　全額

第６条第２項中「証明書類」を「証明書類等」に改め、同項第１号中「前条第３号」を「前条第４号」に改め、「身体障害者手帳」の次に「その他当該手帳の交付を受けている者であることが確認できるものとして市長が適当と認めるもの」を加え、同項第２号中「前条第４号」を「前条第５号」に改め、「療育手帳」の次に「その他当該手帳の交付を受けている者であることが確認できるものとして市長が適当と認めるもの」を加え、同項第３号中「前条第５号」を「前条第６号」に改め、「精神障害者保健福祉手帳」の次に「その他当該手帳の交付を受けている者であることが確認できるものとして市長が適当と認める

もの」を加え、同項第４号中「前条第７号」を「前条第８号」に改める。

第７条第１項第１号及び第１９条第１項第１号中「帰さない」を「帰することができない」に改める。

様式第４号中「氏名」を「氏名」に、「うえ」を「上」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の際、この規則による改正前の堺市立文化館条例施行規則の様式に関する規定により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、この規則による改正後の堺市立文化館条例施行規則の様式に関する規定による帳票とみなして使用することができる。

堺市立町家歴史館条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和７年３月２８日

堺市長　永　藤　英　機

堺市規則第１５号

堺市立町家歴史館条例施行規則の一部を改正する規則

堺市立町家歴史館条例施行規則（平成２１年規則第８９号）の一部を次のように改正する。

第６条第１号中「小学校」を「幼稚園、小学校」に、「特別支援学校の小学部又は中学部」を「義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の幼稚部、小学部若しくは中学部」に、「児童」を「幼児、児童」に、「とき。」を「とき」に改め、同条第２号中「乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設又は児童家庭支援センターの児童（中学生以上の児童を除く。）」を「児童福祉施設の児童」に、「これら」を「当該児童」に、「とき。」を「とき」に改め、同条第３号中

「とき。」を「とき」に改め、同条第４号中「都道府県」を「都道府県等」に、「とき。」を「とき」に改め、同条第５号中「とき。」を「とき」に改める。

第７条第１項に後段として次のように加える。

この場合において、市長は、必要があると認めるときは、減額又は免除について参考となる資料を添付させることができる。

第１５条第３項中「事故」を「事由」に改める。

別表第４中表の部分を次のように改める。

（次のよう　別記）

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和７年４月１日から施行する。

（適用区分）

２　この規則による改正後の別表第４の規定は、この規則の施行の日以後においてなされる使用許可の申請に係る使用料について適用し、同日前においてなされた使用許可の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

区分 種別	品名	数量	使用料
主屋	マイクセット	１式１時間につき	４００円
	モニター及びブルーレイディスクプレイヤー	１式１時間につき	２００円
	プロジェクターセット	１式１時間につき	７００円
	高座用座布団	１枚１時間につき	５０円
西土蔵及び北土蔵	モニター及びブルーレイディスクプレイヤー	１式１時間につき	２００円

堺市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和７年３月２８日

堺市長　永　藤　英　機

堺市規則第１６号

堺市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

堺市国民健康保険条例施行規則（昭和３５年規則第２号）の一部を次のように改正する。

第１４条第１項第１号ウ中「保険料の算定の基礎となった年度における額と同額」を「次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額」に改め、同号ウに次のように加える。

(ｱ) 現在の収入額を基に算定した非経常所得の金額が保険料の算定の基礎となった年度における非経常所得の金額に比べて減少した場合　当該保険料の算定の基礎となった年度における非経常所得の金額

(ｲ) (ｱ)に掲げる場合以外の場合　現在の収入額を基に算定した非経常所得の金額

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和７年４月１日から施行する。

（適用区分）

２　この規則による改正後の第１４条の規定は、令和７年度以後の年度分の保険料の減免について適用し、令和６年度以前の年度分の保険料の減免については、なお従前の例による。

堺市難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和７年３月２８日

堺市長　永　藤　英　機

堺市規則第１７号

堺市難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

堺市難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則（平成３０年規則第１９号）の一部を次のように改正する。

様式第３号の１中

「　　「

被保険者証	を	記号・番号等	に改める。

」　　」

様式第７号中

「　　「

被保険者証の記号及び番号	を	記号及び番号	に改める。

」　　」

様式第８号中

「　　「

被保険者証	を	記号・番号等	に改める。

」　　」

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の際、この規則による改正前の堺市難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の様式に関する規定により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、この規則による改正後の堺市難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の様式に関する規定による帳票とみなして使用することができる。

堺市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和７年３月２８日

堺市長　永　藤　英　機

堺市規則第１８号

堺市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則

堺市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則（昭和６０年規則第６１号）の一部を次のように改正する。

第２条第５号を削る。

第４条中「様式第６号」を「様式第５号」に改める。

第５条中「様式第７号」を「様式第６号」に改める。

第８条中「様式第８号」を「様式第７号」に改める。

第９条中「様式第９号」を「様式第８号」に改める。

第１０条中「様式第１０号」を「様式第９号」に改める。

第１１条中「様式第１１号」を「様式第１０号」に改める。

第１４条を次のように改める。

（身分証明書）

第１４条　条例第１６条第３項の証明書は、環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（令和３年環境省令第２号）別記様式とする。

様式第１号中「様式第１号」の次に「（第２条関係）」を加え、「次の」を「下記の」に改め、

「

〔添付書類〕

(1)　法人の場合は、登記事項証明書

(2)　誓約書（様式第２号）

(3)　浄化槽管理士免状の写し　を

(4)　浄化槽保守点検業器具明細書（様式第３号）

(5)　営業所の附近見取図

(6)　堺市以外で浄化槽保守点検業の登録を受けている場合は、その登録証の写し

」

削る。

様式第２号中「様式第２号」の次に「（第２条関係）」を加える。

様式第３号中「様式第３号」の次に「（第２条関係）」を加える。

様式第４号中「様式第４号」の次に「（第２条関係）」を加える。

様式第５号を削る。

様式第６号中「様式第６号」の次に「（第４条関係）」を加え、同様式を様式第５号とする。

様式第７号中「様式第７号」の次に「（第５条関係）」を加え、「次の」を「下記の」に改め、同様式を様式第６号とする。

様式第８号中「様式第８号」の次に「（第８条関係）」を加え、「次の」を「下記の」に改め、同様式を様式第７号とする。

様式第９号中「様式第９号」の次に「（第９条関係）」を加え、「次の」を「下記の」に改め、同様式を様式第８号とする。

様式第１０号中「様式第１０号」の次に「（第１０条関係）」を加え、「次の」を「下記の」に改め、同様式を様式第９号とする。

様式第１１号中「様式第１１号」の次に「（第１１条関係）」を加え、「次の」を「下記の」に改め、同様式を様式第１０号とする。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の際、この規則による改正前の堺市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の様式に関する規定により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、この規則による改正後の堺市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の様式に関する規定による帳票とみなして使用することができる。

堺市母子保健法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和７年３月２８日

堺市長　永　藤　英　機

堺市規則第１９号

堺市母子保健法施行細則の一部を改正する規則

堺市母子保健法施行細則（平成２０年規則第３３号）の一部を次のように改正する。

様式第４号中「被保険者証等」を「医療保険各法」に改める。

様式第８号中

「被保険者証の記号及び番号」を「医療保険各法による記号及び番号」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の際、この規則による改正前の堺市母子保健法施行細則の様式に関する規定により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、この規則による改正後の堺市母子保健法施行細則の様式に関する規定による帳票とみなして使用することができる。

堺市消防局事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

令和７年３月２８日

堺市長　永　藤　英　機

堺市規則第２０号

堺市消防局事務分掌規則の一部を改正する規則

堺市消防局事務分掌規則（平成２０年規則第１１２号）の一部を次のように改正する。

別表警防部警防課警防係（指揮隊、特別高度救助隊及び高度救助隊）の分掌事務を定める部分中「（指揮隊、特別高度救助隊及び高度救助隊）」を削り、第５号を削り、第６号を第５号とし、同号の次に次の１号を加える。

(6) 緊急消防援助隊に関すること。

別表警防部警防課警防係の分掌事務を定める部分第１０号から第１２号までを次のように改める。

(10) 消防地水利に関すること。

(11) 消防活動に係る都市計画法（昭和４３年法律第１００号）又は堺市開発行為等の手続に関する条例（平成１５年条例第２２号）に基づく開発行為の指導（高石市又は大阪狭山市の要綱その他規程に基づく開発行為に係る指導を含む。）に関すること。

(12) 緊急離着陸場等の完成検査に関すること。

別表警防部警防課警防係の分掌事務を定める部分第１３号から第２３号までを削り、同部分第２４号を同部分第１３号とする。

別表警防部警防課警防係の分掌事務を定める部分の次に次のように加える。

指揮係（指揮隊）

(1) 災害現場の指揮、指揮支援、監察及び評定に関すること。

(2) 災害活動の安全管理全般に関すること。

(3) 災害活動に係る職員の教育に関すること（救助係の所管に属するものを除

く。）。

(4) 災害事象の調査、分析及び研究に関すること。

(5) 警防各種訓練に関すること。

(6) 消防団、自衛消防組織その他の団体の訓練に対する助言及び指導に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(7) 水防に関すること。

(8) 他の団体との合同訓練及び消防相互応援協定等に基づく訓練に関すること。

救助係（特別高度救助隊及び高度救助隊）

(1) 救助訓練に関すること。

(2) 救助業務に係る計画に関すること。

(3) 火災その他の災害時における救助活動に関すること。

(4) 救助技術の研究及び訓練指導並びに救助隊員の育成指導の総括に関すること。

(5) 救助に係る統計及び情報の収集に関すること。

(6) 国際消防救助隊に関すること。

(7) 消防ヘリコプターに関すること。

(8) 緊急離着陸場等の完成検査の立会いに関すること。

別表警防部警防課消防係の分掌事務を定める部分第７号から第９号までを削る。

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

堺市教育文化センター使用料等規則の一部を改正する規則を公布する。

令和７年３月２８日

堺市長　永　藤　英　機

堺市規則第２１号

堺市教育文化センター使用料等規則の一部を改正する規則

堺市教育文化センター使用料等規則（平成６年規則第２７号）の一部を次のように改正する。

第５条第１項第５号中「昭和４８年厚生省発児第１５６号厚生事務次官通知」を「昭和４８年９月２７日付け厚生省発児第１５６号厚生事務次官通知」に改める。

別表第１第１項の表中

「

楽　　屋　　４	１，２５０	１，８８０	１，９８０	３，１３０	３，８６０	５，１１０
マルチスペース	５，９２０	９，４１０	１０，２４０	１５，３３０	１９，６５０	２５，５７０

を

」

「

楽　　屋　　４	１，２５０	１，８８０	１，９８０	３，１３０	３，８６０	５，１１０

に

」

改める。

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

告　　示

堺市告示第１１３号

堺市長の倫理に関する条例施行規則（平成１８年規則第１０２号）第２１条第４項において準用する同規則第１９条第３項の規定により、市長の令和６年資産等報告書等に関する堺市議会議員及び市長の倫理に関する調査会の意見書の閲覧について、次のとおり告示する。

令和７年３月２８日

堺市長　永　藤　英　機

１　閲覧開始の日

令和７年４月10日（木）

２　閲覧場所

堺市役所本庁舎　市政情報センター

堺区役所を除く各区役所　市政情報コーナー

３　閲覧日及び閲覧時間

(1) 閲覧日

市政情報センター又は市政情報コーナーの執務日

(2) 閲覧時間

市政情報センター

午前９時から午後５時30分まで

市政情報コーナー

午前９時から午後５時15分まで

堺市告示第１１４号

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成２６年法律第１２７号）第２３条第１項の規定に基づき、同項に規定する空家等管理活用支援法人を指定したので、同条第２項の規定により、次のとおり告示する。

令和７年３月２８日

堺市長　永　藤　英　機

法人の名称又は商号	住所	事務所又は営業所の所在地	指定期間
一般社団法人大阪府不動産コンサルティング協会	大阪市中央区安土町一丁目４番11号　エンパイヤビル３階	堺市西区浜寺諏訪森町中一丁134－27	令和７年４月１日から令和10年３月31日まで
一般社団法人さかい空き家バンク	堺市東区白鷺町一丁５番１号	堺市東区白鷺町一丁５番１号	令和７年４月１日から令和10年３月31日まで

公　　告

堺市公告第２２３号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第３７２号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成１８年規則第１８号）第１２条の規定により、次のとおり公告する。

令和７年３月２８日

堺市長　永　藤　英　機

１　落札に係る調達物品等の名称及び数量

（印刷）「広報さかい」「区広報紙」一体型広報紙（令和７年５月号～令和８年４月号）（年間単価契約）

（令和７年５月から令和８年４月まで毎月１回、１日発行）１号当たり419,000部発行予定

２　契約に関する事務を担当する局部課等の名称及び所在地

財政局契約部調達課

堺市堺区南瓦町３番１号

３　落札者を決定した日

令和７年２月13日

４　落札者の氏名及び住所

株式会社高速オフセット

代表取締役社長　島田　智

大阪府大阪市西区北堀江２丁目５番24号　ＫＯＵＳＯＫＵ堀江ビル

５　落札金額

￥14.41－（１部当たりの税込単価）

６　契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

７　一般競争入札の公告を行った日

令和６年12月25日

堺市公告第２２４号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第３７２号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成１８年規則第１８号）第１２条の規定により、次のとおり公告する。

令和７年３月２８日

堺市長　永　藤　英　機

１　落札に係る調達物品等の名称及び数量
厨房機器一式（新金岡東小学校）　１式

２　契約に関する事務を担当する局部課等の名称及び所在地
財政局契約部調達課
堺市堺区南瓦町３番１号

３　落札者を決定した日
令和７年１月30日

４　落札者の氏名及び住所
株式会社中西製作所　大阪支店
支店長　堀田　敦志
大阪府大阪市生野区巽南５丁目４番14号

５　落札金額
￥42,350,000－（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。）

６　契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

７　一般競争入札の公告を行った日
令和６年12月18日

堺市公告第２２５号

堺市立サッカー・ナショナルトレーニングセンター条例（平成２０年条例第４７号）第２０条第２項及び第２１条第１項第２号の規定に基づき、堺市立サッカー・ナショナルトレーニングセンターの開場時間、休場日、使用時間及び利用料金を指定管理者が定めたので、同条例第２０条第３項（同条例第２１条第２項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり公告する。

令和７年３月２８日

堺市長　永　藤　英　機

第1　開場時間

使用開始時間が7:00である日の場合は、開場時間6:00～閉場時間24:00

使用開始時間が9:00である日の場合は、開場時間8:00～閉場時間24:00

※1 点検等により時間を変更する場合がある。

※2 駐車場の利用時間は、施設の開場及び閉場時間に準ずる。

※3 12月31日～１月２日 は、開場時間8:00～閉場時間18:00（使用時間9:00～17:00）とする。

第2　休場日

原則として年中無休。ただし、点検等のため休場日（受付業務のみ行う。）を設ける場合がある。

第3　使用時間

施設名		照明	使用時間						
			平日				休日等		
			10－3月	5・6月 7月1日～20日	7月21日 ～8月31日	4月・9月 ※3	10－3月	5－8月	4月・9月 ※3
天然芝メインフィールド ※1	S1	有	養生	養生	養生	養生	9:00-21:00	9:00-21:00	9:00-21:00
天然芝フィールド※1	S2－S5	無	養生	養生	養生	養生	7:00-17:00	7:00-19:00	7:00-18:00
人工芝フィールド	S6・S7・S8・S11	有 ※2	9:00-23:00	9:00-23:00	7:00-23:00	9:00-23:00	7:00-23:00	7:00-23:00	7:00-23:00
人工芝フィールド	S9・S10・S12・S13	無	9:00-17:00	9:00-19:00	7:00-19:00	9:00-18:00	7:00-17:00	7:00-19:00	7:00-18:00
人工芝フィールド(トラック付)	S14	無	9:00-17:00	9:00-19:00	7:00-19:00	9:00-18:00	7:00-17:00	7:00-19:00	7:00-18:00
人工芝フィールド(観客席有)	S15・S16	無	9:00-17:00	9:00-19:00	7:00-19:00	9:00-18:00	7:00-17:00	7:00-19:00	7:00-18:00
屋根付きフットサルフィールド	F1－F3	有	9:00-23:00	9:00-23:00	7:00-23:00	9:00-23:00	7:00-23:00	7:00-23:00	7:00-23:00
屋根無しフットサルフィールド	F4－F8	有 ※2	9:00-23:00	9:00-23:00	7:00-23:00	9:00-23:00	7:00-23:00	7:00-23:00	7:00-23:00
スポーツ広場		無	9:00-17:00	9:00-19:00	7:00-19:00	9:00-18:00	7:00-17:00	7:00-19:00	7:00-18:00
ロッカールーム1・2	L1・L3・L4		9:00-23:00	9:00-23:00	7:00-23:00	9:00-23:00	7:00-23:00	7:00-23:00	7:00-23:00
ロッカールームA・B	L1・L3・L4		9:00-23:00	9:00-23:00	7:00-23:00	9:00-23:00	7:00-23:00	7:00-23:00	7:00-23:00
ロッカールーム1・2	L2		9:00-23:00	9:00-23:00	7:00-23:00	9:00-23:00	7:00-23:00	7:00-23:00	7:00-23:00
ロッカールームA・B	L2		9:00-23:00	9:00-23:00	7:00-23:00	9:00-23:00	7:00-23:00	7:00-23:00	7:00-23:00
ロッカールーム1・2・3・4	L5		9:00-23:00	9:00-23:00	7:00-23:00	9:00-23:00	7:00-23:00	7:00-23:00	7:00-23:00
多目的室	クラブハウス内		9:00-23:00	9:00-23:00	7:00-23:00	9:00-23:00	7:00-23:00	7:00-23:00	7:00-23:00
ミーティングルーム	クラブハウス内		9:00-23:00	9:00-23:00	7:00-23:00	9:00-23:00	7:00-23:00	7:00-23:00	7:00-23:00
会議室(大)	クラブハウス内		9:00-23:00	9:00-23:00	7:00-23:00	9:00-23:00	7:00-23:00	7:00-23:00	7:00-23:00
会議室(小)	クラブハウス内		9:00-23:00	9:00-23:00	7:00-23:00	9:00-23:00	7:00-23:00	7:00-23:00	7:00-23:00
L5会議室	L5		9:00-23:00	9:00-23:00	7:00-23:00	9:00-23:00	7:00-23:00	7:00-23:00	7:00-23:00

※1　天然芝の利用について、原則、以下の制限を設ける（ただし、日本代表等が利用する場合や利用状況によっては、この限りではない。）。

① １日最大４時間までの使用とする。

② 平日は、養生日とする。

③ フィールド毎に、２か月の養生期間を設ける。

※2　照明を利用する場合、照明設備利用料金を徴収する。

※3　照明設備のないサッカーフィールド・スポーツ広場の４月及び９月の利用は18:00までとする（17:00-18:00 の区分のみ1コマを１時間とする。）。

第４　利用料金

１ サッカーフィールド利用料金

（単位：円）

施設名	料金区分	7:00～9:00		9:00～11:00		11:00～13:00		13:00～15:00		15:00～17:00		17:00～19:00		19:00～21:00		21:00～23:00	
		平日	休日等	平日	休日等	平日	休日等	平日	休日等	平日	休日等	平日	休日等	平日	休日等	平日	休日等
天然芝メインフィールド【S1】（照明有）	一般			46,000	55,200	46,000	55,200	46,000	55,200	46,000	55,200	46,000	55,200	46,000	55,200		
	生徒等			23,000	27,600	23,000	27,600	23,000	27,600	23,000	27,600	23,000	27,600	23,000	27,600		
	障がい者			23,000	27,600	23,000	27,600	23,000	27,600	23,000	27,600	23,000	27,600	23,000	27,600		
	高齢者			36,800	44,160	36,800	44,160	36,800	44,160	36,800	44,160	36,800	44,160	36,800	44,160		
天然芝フィールド【S2－S5】（照明無）	一般	23,000	27,600	23,000	27,600	23,000	27,600	23,000	27,600	23,000	27,600	23,000	27,600				
	生徒等	11,500	13,800	11,500	13,800	11,500	13,800	11,500	13,800	11,500	13,800	11,500	13,800				
	障がい者	11,500	13,800	11,500	13,800	11,500	13,800	11,500	13,800	11,500	13,800	11,500	13,800				
	高齢者	18,400	22,080	18,400	22,080	18,400	22,080	18,400	22,080	18,400	22,080	18,400	22,080				
人工芝フィールド【S6・S7・S8・S11】（照明有）	一般	15,600	18,720	15,600	18,720	15,600	18,720	15,600	18,720	15,600	18,720	15,600	18,720	15,600	18,720	15,600	18,720
	生徒等	7,800	9,360	7,800	9,360	7,800	9,360	7,800	9,360	7,800	9,360	7,800	9,360	7,800	9,360	7,800	9,360
	障がい者	7,800	9,360	7,800	9,360	7,800	9,360	7,800	9,360	7,800	9,360	7,800	9,360	7,800	9,360	7,800	9,360
	高齢者	12,480	14,980	12,480	14,980	12,480	14,980	12,480	14,980	12,480	14,980	12,480	14,980	12,480	14,980	12,480	14,980
人工芝フィールド【S9・S10・S12・S13】（照明無）	一般	15,600	18,720	15,600	18,720	15,600	18,720	15,600	18,720	15,600	18,720	15,600	18,720				
	生徒等	7,800	9,360	7,800	9,360	7,800	9,360	7,800	9,360	7,800	9,360	7,800	9,360				
	障がい者	7,800	9,360	7,800	9,360	7,800	9,360	7,800	9,360	7,800	9,360	7,800	9,360				
	高齢者	12,480	14,980	12,480	14,980	12,480	14,980	12,480	14,980	12,480	14,980	12,480	14,980				
人工芝フィールドトラック付【S14】（照明無）	一般	15,600	18,720	15,600	18,720	15,600	18,720	15,600	18,720	15,600	18,720	15,600	18,720				
	生徒等	7,800	9,360	7,800	9,360	7,800	9,360	7,800	9,360	7,800	9,360	7,800	9,360				
	障がい者	7,800	9,360	7,800	9,360	7,800	9,360	7,800	9,360	7,800	9,360	7,800	9,360				
	高齢者	12,480	14,980	12,480	14,980	12,480	14,980	12,480	14,980	12,480	14,980	12,480	14,980				
人工芝フィールド観客席有【S15・S16】（照明無）	一般	17,900	21,480	17,900	21,480	17,900	21,480	17,900	21,480	17,900	21,480	17,900	21,480				
	生徒等	8,950	10,740	8,950	10,740	8,950	10,740	8,950	10,740	8,950	10,740	8,950	10,740				
	障がい者	8,950	10,740	8,950	10,740	8,950	10,740	8,950	10,740	8,950	10,740	8,950	10,740				
	高齢者	14,320	17,180	14,320	17,180	14,320	17,180	14,320	17,180	14,320	17,180	14,320	17,180				

２ 照明無しサッカーフィールド利用料金（4月及び9月のみ適用）

（単位：円）

施設名	料金区分	17:00～18:00	
		平日	休日等
天然芝フィールド【S2－S5】（照明無）	一般	11,500	13,800
	生徒等	5,750	6,900
	障がい者	5,750	6,900
	高齢者	9,200	11,040
人工芝フィールド【S9・S10・S12・S13】（照明無）	一般	7,800	9,360
	生徒等	3,900	4,680
	障がい者	3,900	4,680
	高齢者	6,240	7,490
人工芝フィールドトラック付【S14】（照明無）	一般	7,800	9,360
	生徒等	3,900	4,680
	障がい者	3,900	4,680
	高齢者	6,240	7,490
人工芝フィールド観客席有【S15・S16】（照明無）	一般	8,950	10,740
	生徒等	4,470	5,370
	障がい者	4,470	5,370
	高齢者	7,160	8,590

3 フットサルフィールド等利用料金

（単位：円）

施設名	料金区分	7:00～8:00		8:00～9:00		9:00～10:00		10:00～11:00		11:00～12:00		12:00～13:00		13:00～14:00		14:00～15:00	
		平日	休日等	平日	休日等	平日	休日等	平日	休日等	平日	休日等	平日	休日等	平日	休日等	平日	休日等
屋根付き フットサルフィールド 【F1－F3】（照明有）	一般	9,400	11,280	9,400	11,280	9,400	11,280	9,400	11,280	9,400	11,280	9,400	11,280	9,400	11,280	9,400	11,280
	生徒等	4,700	5,640	4,700	5,640	4,700	5,640	4,700	5,640	4,700	5,640	4,700	5,640	4,700	5,640	4,700	5,640
	障がい者	4,700	5,640	4,700	5,640	4,700	5,640	4,700	5,640	4,700	5,640	4,700	5,640	4,700	5,640	4,700	5,640
	高齢者	7,520	9,030	7,520	9,030	7,520	9,030	7,520	9,030	7,520	9,030	7,520	9,030	7,520	9,030	7,520	9,030
屋根無し フットサルフィールド 【F4－F8】（照明有）	一般	7,300	8,760	7,300	8,760	7,300	8,760	7,300	8,760	7,300	8,760	7,300	8,760	7,300	8,760	7,300	8,760
	生徒等	3,650	4,380	3,650	4,380	3,650	4,380	3,650	4,380	3,650	4,380	3,650	4,380	3,650	4,380	3,650	4,380
	障がい者	3,650	4,380	3,650	4,380	3,650	4,380	3,650	4,380	3,650	4,380	3,650	4,380	3,650	4,380	3,650	4,380
	高齢者	5,840	7,010	5,840	7,010	5,840	7,010	5,840	7,010	5,840	7,010	5,840	7,010	5,840	7,010	5,840	7,010
スポーツ広場 【クレー、照明無】	一般	500	600	500	600	500	600	500	600	500	600	500	600	500	600	500	600
	生徒等	250	300	250	300	250	300	250	300	250	300	250	300	250	300	250	300
	障がい者	250	300	250	300	250	300	250	300	250	300	250	300	250	300	250	300
	高齢者	400	480	400	480	400	480	400	480	400	480	400	480	400	480	400	480

施設名	料金区分	15:00～16:00		16:00～17:00		17:00～18:00		18:00～19:00		19:00～20:00		20:00～21:00		21:00～22:00		22:00～23:00	
		平日	休日等	平日	休日等	平日	休日等	平日	休日等	平日	休日等	平日	休日等	平日	休日等	平日	休日等
屋根付き フットサルフィールド 【F1－F3】（照明有）	一般	9,400	11,280	9,400	11,280	9,400	11,280	9,400	11,280	9,400	11,280	9,400	11,280	9,400	11,280	9,400	11,280
	生徒等	4,700	5,640	4,700	5,640	4,700	5,640	4,700	5,640	4,700	5,640	4,700	5,640	4,700	5,640	4,700	5,640
	障がい者	4,700	5,640	4,700	5,640	4,700	5,640	4,700	5,640	4,700	5,640	4,700	5,640	4,700	5,640	4,700	5,640
	高齢者	7,520	9,030	7,520	9,030	7,520	9,030	7,520	9,030	7,520	9,030	7,520	9,030	7,520	9,030	7,520	9,030
屋根無し フットサルフィールド 【F4－F8】（照明有）	一般	7,300	8,760	7,300	8,760	7,300	8,760	7,300	8,760	7,300	8,760	7,300	8,760	7,300	8,760	7,300	8,760
	生徒等	3,650	4,380	3,650	4,380	3,650	4,380	3,650	4,380	3,650	4,380	3,650	4,380	3,650	4,380	3,650	4,380
	障がい者	3,650	4,380	3,650	4,380	3,650	4,380	3,650	4,380	3,650	4,380	3,650	4,380	3,650	4,380	3,650	4,380
	高齢者	5,840	7,010	5,840	7,010	5,840	7,010	5,840	7,010	5,840	7,010	5,840	7,010	5,840	7,010	5,840	7,010
スポーツ広場 【クレー、照明無】	一般	500	600	500	600	500	600	500	600								
	生徒等	250	300	250	300	250	300	250	300								
	障がい者	250	300	250	300	250	300	250	300								
	高齢者	400	480	400	480	400	480	400	480								

4 ロッカールーム利用料金

（単位：円）

施設名	料金区分	7:00～9:00		9:00～11:00		11:00～13:00		13:00～15:00		15:00～17:00		17:00～19:00		19:00～21:00		21:00～23:00	
		平日	休日等	平日	休日等	平日	休日等	平日	休日等	平日	休日等	平日	休日等	平日	休日等	平日	休日等
ロッカールーム1・2 【L1・L3・L4】	一般	2,000	2,400	2,000	2,400	2,000	2,400	2,000	2,400	2,000	2,400	2,000	2,400	2,000	2,400	2,000	2,400
	生徒等	1,000	1,200	1,000	1,200	1,000	1,200	1,000	1,200	1,000	1,200	1,000	1,200	1,000	1,200	1,000	1,200
	障がい者	1,000	1,200	1,000	1,200	1,000	1,200	1,000	1,200	1,000	1,200	1,000	1,200	1,000	1,200	1,000	1,200
	高齢者	1,600	1,920	1,600	1,920	1,600	1,920	1,600	1,920	1,600	1,920	1,600	1,920	1,600	1,920	1,600	1,920
ロッカールームA・B 【L1・L2・L3・L4】	一般	1,000	1,200	1,000	1,200	1,000	1,200	1,000	1,200	1,000	1,200	1,000	1,200	1,000	1,200	1,000	1,200
	生徒等	500	600	500	600	500	600	500	600	500	600	500	600	500	600	500	600
	障がい者	500	600	500	600	500	600	500	600	500	600	500	600	500	600	500	600
	高齢者	800	960	800	960	800	960	800	960	800	960	800	960	800	960	800	960
ロッカールーム1・2 【L2】	一般	3,100	3,720	3,100	3,720	3,100	3,720	3,100	3,720	3,100	3,720	3,100	3,720	3,100	3,720	3,100	3,720
	生徒等	1,550	1,860	1,550	1,860	1,550	1,860	1,550	1,860	1,550	1,860	1,550	1,860	1,550	1,860	1,550	1,860
	障がい者	1,550	1,860	1,550	1,860	1,550	1,860	1,550	1,860	1,550	1,860	1,550	1,860	1,550	1,860	1,550	1,860
	高齢者	2,480	2,980	2,480	2,980	2,480	2,980	2,480	2,980	2,480	2,980	2,480	2,980	2,480	2,980	2,480	2,980
ロッカールーム 1・2・3・4 【L5】	一般	1,000	1,200	1,000	1,200	1,000	1,200	1,000	1,200	1,000	1,200	1,000	1,200	1,000	1,200	1,000	1,200
	生徒等	500	600	500	600	500	600	500	600	500	600	500	600	500	600	500	600
	障がい者	500	600	500	600	500	600	500	600	500	600	500	600	500	600	500	600
	高齢者	800	960	800	960	800	960	800	960	800	960	800	960	800	960	800	960
L5会議室	一般	1,000	1,200	1,000	1,200	1,000	1,200	1,000	1,200	1,000	1,200	1,000	1,200	1,000	1,200	1,000	1,200
	生徒等	500	600	500	600	500	600	500	600	500	600	500	600	500	600	500	600
	障がい者	500	600	500	600	500	600	500	600	500	600	500	600	500	600	500	600
	高齢者	800	960	800	960	800	960	800	960	800	960	800	960	800	960	800	960

５ クラブハウス内各施設利用料金

（単位：円）

施設名	料金区分	7:00～9:00		9:00～11:00		11:00～13:00		13:00～15:00		15:00～17:00		17:00～19:00		19:00～21:00		21:00～23:00	
		平日	休日等	平日	休日等	平日	休日等	平日	休日等	平日	休日等	平日	休日等	平日	休日等	平日	休日等
多目的室（全室）	一般	2,000	2,400	2,000	2,400	2,000	2,400	2,000	2,400	2,000	2,400	2,000	2,400	2,000	2,400	2,000	2,400
	生徒等	1,000	1,200	1,000	1,200	1,000	1,200	1,000	1,200	1,000	1,200	1,000	1,200	1,000	1,200	1,000	1,200
	障がい者	1,000	1,200	1,000	1,200	1,000	1,200	1,000	1,200	1,000	1,200	1,000	1,200	1,000	1,200	1,000	1,200
	高齢者	1,600	1,920	1,600	1,920	1,600	1,920	1,600	1,920	1,600	1,920	1,600	1,920	1,600	1,920	1,600	1,920
多目的室（1/2室）	一般	1,000	1,200	1,000	1,200	1,000	1,200	1,000	1,200	1,000	1,200	1,000	1,200	1,000	1,200	1,000	1,200
	生徒等	500	600	500	600	500	600	500	600	500	600	500	600	500	600	500	600
	障がい者	500	600	500	600	500	600	500	600	500	600	500	600	500	600	500	600
	高齢者	800	960	800	960	800	960	800	960	800	960	800	960	800	960	800	960
ミーティングルーム	一般	2,000	2,400	2,000	2,400	2,000	2,400	2,000	2,400	2,000	2,400	2,000	2,400	2,000	2,400	2,000	2,400
	生徒等	1,000	1,200	1,000	1,200	1,000	1,200	1,000	1,200	1,000	1,200	1,000	1,200	1,000	1,200	1,000	1,200
	障がい者	1,000	1,200	1,000	1,200	1,000	1,200	1,000	1,200	1,000	1,200	1,000	1,200	1,000	1,200	1,000	1,200
	高齢者	1,600	1,920	1,600	1,920	1,600	1,920	1,600	1,920	1,600	1,920	1,600	1,920	1,600	1,920	1,600	1,920
会議室(大)	一般	3,100	3,720	3,100	3,720	3,100	3,720	3,100	3,720	3,100	3,720	3,100	3,720	3,100	3,720	3,100	3,720
	生徒等	1,550	1,860	1,550	1,860	1,550	1,860	1,550	1,860	1,550	1,860	1,550	1,860	1,550	1,860	1,550	1,860
	障がい者	1,550	1,860	1,550	1,860	1,550	1,860	1,550	1,860	1,550	1,860	1,550	1,860	1,550	1,860	1,550	1,860
	高齢者	2,480	2,980	2,480	2,980	2,480	2,980	2,480	2,980	2,480	2,980	2,480	2,980	2,480	2,980	2,480	2,980
会議室(小)	一般	1,000	1,200	1,000	1,200	1,000	1,200	1,000	1,200	1,000	1,200	1,000	1,200	1,000	1,200	1,000	1,200
	生徒等	500	600	500	600	500	600	500	600	500	600	500	600	500	600	500	600
	障がい者	500	600	500	600	500	600	500	600	500	600	500	600	500	600	500	600
	高齢者	800	960	800	960	800	960	800	960	800	960	800	960	800	960	800	960

備考

(1) １～５の表において「生徒等」の区分は、次の各号のいずれかに該当する場合に適用する。
　ア　18歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある者が専ら使用する場合
　イ　学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する学校（大学を除く。）の幼児、児童又は生徒が学校教育活動において使用する場合
　ウ　学校教育法第124条に規定する専修学校に在学する者又は同法第134条に規定する各種学校に在学する者が学校教育活動において使用する場合

(2) １～５の表において「障がい者」の区分は、以下のいずれかの交付を受けている者が半数以上で構成する団体が利用する場合に適用する。
　ア　身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者
　イ　療育手帳制度について（昭和48年９月27日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に基づく都道府県等の規程により療育手帳の交付を受けている者
　ウ　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
　エ　難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第７条第４項の規定に基づく医療受給者証の交付を受けている者
　オ　児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の３第７項の規定に基づく医療受給者証の交付を受けている者
　カ　特定疾患治療研究事業について（昭和48年４月17日付け衛発第242号公衆衛生局長通知）に基づく都道府県等の規程により特定疾患医療受給者証の交付を受けている者
　キ　原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成６年法律第117号）第２条の規定に基づく被爆者健康手帳の交付を受けている者

(3) １～５の表において「高齢者」の区分は、60歳以上の者が半数以上で構成する団体が利用する場合に適用する。

(4) １～５の表において「休日等」とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第３条に規定する休日をいう。

(5) アマチュアスポーツ以外のものに使用する場合において、各競技の国内外トッププロリーグに属するチーム・団体が使用し、且つ使用者が入場料等を徴収するときは、当該利用区分に係る金額の６倍の額を徴収する。

(6) 照明設備を使用する場合には、１時間につき、人工芝フィールドにあっては3,100円を、フットサルフィールド（屋根無）にあっては1,000円を徴収する。

(7) 特別に電気その他を使用するときは、実費として指定管理者が算定する額を徴収する。

(8) 許可を得て、開場時間を超過し、又は繰り上げて使用するときは、当該超過し、又は繰り上げて使用した時間１時間（30分以上１時間未満の時間は、１時間とみなす。）につき、利用料金（第１号から第３号又は第５号の規定を適用する場合にあっては当該各号に定める額とし、第６号の規定を適用する場合にあっては同号に定められた額を加算する。）の１時間相当額（10円未満の端数が生じるときはこれを切り上げる。）を徴収する。

第5 駐車料金

（単位：円）

施設	車両の種類	利用時間	駐車料金(1台)
センター駐車場	乗用車 軽自動車 小型貨物車 マイクロバス	2時間まで	200
		2時間を超え3時間まで	310
		3時間を超え4時間まで	410
		4時間を超え5時間まで	510
		5時間を超え閉場まで	620
	大型車	1回当たり	1,030

備考

(1) 以下のいずれかの交付を受けている者が利用する場合は、無料とする。

ア　身体障害者福祉法第15条の規定に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者

イ　療育手帳制度についてに基づく都道府県等の規程により療育手帳の交付を受けている者

ウ　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

エ　難病の患者に対する医療等に関する法律第7条第4項の規定に基づく医療受給者証の交付を受けている者

オ　児童福祉法第19条の3第7項の規定に基づく医療受給者証の交付を受けている者

カ　特定疾患治療研究事業についてに基づく都道府県等の規程により特定疾患医療受給者証の交付を受けている者

キ　原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第2条の規定に基づく被爆者健康手帳の交付を受けている者

(2) 入場から30分以内に出場した場合は、無料とする。

堺市公告第２２６号

堺市立体育館条例（昭和６０年条例第８号）第２０条第２項及び第２１条第１項第２号並びに堺市スポーツ施設条例（昭和５９年条例第９号）第１９条第２項及び第２０条第１項第２号の規定に基づき、堺市立鴨谷体育館等の開館（場）時間、休館（場）日、使用時間及び利用料金を指定管理者が定めたので、堺市立体育館条例第２０条第３項（同条例第２１条第２項において準用する場合を含む。）及び堺市スポーツ施設条例第１９条第３項（同条例第２０条第２項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり公告する。

令和７年３月２８日

堺市長　永　藤　英　機

１　開館(場)時間及び休館（場）日

○体育館

名称	開館時間（８月を除く。）	開館時間（８月）	休館日
鴨谷体育館	８時45分から21時30分まで （体育館及び研修室の利用は９時から21時まで） ただし、12月29日にあっては、17時まで	８時45分から22時10分まで （体育館の利用は９時から21時まで、トレーニング室及び研修室は９時から22時まで）	12月30日から翌年１月４日まで及び毎月第２月曜日

○野球場

名称	開場時間		休場日
	５月から８月まで	９月から４月まで	
鴨谷野球場	７時から19時まで	９時から17時まで	12月30日から翌年１月４日まで

○テニスコート

名称	開場時間				休場日
	４月及び９月	５月から７月まで	８月	10月から３月まで	
荒山テニスコート	８時から18時まで	８時から19時まで	７時から19時まで	８時から17時まで	12月30日から翌年１月４日まで

２　使用時間及び利用料金

(1) 鴨谷体育館専用（団体）利用料金　（単位：円）

種別	区分			午前 ９:00～ 12:00	午後１ 13:00～ 15:00	午後２ 15:00～ 17:00	夜間 17:30～ 21:00	昼間１ ９:00～ 15:00	昼間２ ９:00～ 17:00	午後 13:00～ 17:00	昼夜間１ 13:00～ 21:00	昼夜間２ 15:00～ 21:00	全日 ９:00～ 21:00
第一体育室	全面	平日	一般	6,100	4,900	4,900	11,000	11,000	15,900	9,800	20,800	15,900	26,900
			生徒等	3,050	2,450	2,450	5,500	5,500	7,950	4,900	10,400	7,950	13,450
		休日等	一般	7,320	5,880	5,880	13,200	13,200	19,080	11,760	24,960	19,080	32,280
			生徒等	3,660	2,940	2,940	6,600	6,600	9,540	5,880	12,480	9,540	16,140
	１／２面	平日	一般	3,100	2,500	2,500	5,500	5,600	8,100	5,000	10,500	8,000	13,600
			生徒等	1,550	1,250	1,250	2,750	2,800	4,050	2,500	5,250	4,000	6,800
		休日等	一般	3,720	3,000	3,000	6,600	6,720	9,720	6,000	12,600	9,600	16,320
			生徒等	1,860	1,500	1,500	3,300	3,360	4,860	3,000	6,300	4,800	8,160
第二体育室	全面	平日	一般	3,100	2,500	2,500	5,500	5,600	8,100	5,000	10,500	8,000	13,600
			生徒等	1,550	1,250	1,250	2,750	2,800	4,050	2,500	5,250	4,000	6,800
		休日等	一般	3,720	3,000	3,000	6,600	6,720	9,720	6,000	12,600	9,600	16,320
			生徒等	1,860	1,500	1,500	3,300	3,360	4,860	3,000	6,300	4,800	8,160
	１／２面	平日	一般	1,550	1,250	1,250	2,800	2,800	4,050	2,500	5,300	4,050	6,850
			生徒等	750	600	600	1,400	1,350	1,950	1,200	2,600	2,000	3,350
		休日等	一般	1,860	1,500	1,500	3,360	3,360	4,860	3,000	6,360	4,860	8,220
			生徒等	900	720	720	1,680	1,620	2,340	1,440	3,120	2,400	4,020
第三体育室	全面	平日	一般	2,500	2,050	2,050	5,700	4,550	6,600	4,100	9,800	7,750	12,300
			生徒等	1,250	1,000	1,000	2,850	2,250	3,250	2,000	4,850	3,850	6,100
		休日等	一般	3,000	2,460	2,460	6,840	5,460	7,920	4,920	11,760	9,300	14,760
			生徒等	1,500	1,200	1,200	3,420	2,700	3,900	2,400	5,820	4,620	7,320
第四体育室	全面	平日	一般	1,250	1,000	1,000	2,900	2,250	3,250	2,000	4,900	3,900	6,150
			生徒等	600	500	500	1,450	1,100	1,600	1,000	2,450	1,950	3,050
		休日等	一般	1,500	1,200	1,200	3,480	2,700	3,900	2,400	5,880	4,680	7,380
			生徒等	720	600	600	1,740	1,320	1,920	1,200	2,940	2,340	3,660
トレーニング室	全面	平日	一般	1,250	1,000	1,000	2,900	2,250	3,250	2,000	4,900	3,900	6,150
			生徒等	600	500	500	1,450	1,100	1,600	1,000	2,450	1,950	3,050
		休日等	一般	1,500	1,200	1,200	3,480	2,700	3,900	2,400	5,880	4,680	7,380
			生徒等	720	600	600	1,740	1,320	1,920	1,200	2,940	2,340	3,660
研修室	全面	平日		1,000	800	800	2,300	1,800	2,600	1,600	3,900	3,100	4,900
		休日等		1,200	960	960	2,760	2,160	3,120	1,920	4,680	3,720	5,880

備考

(1) この表において、「休日等」とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第３条に規定する休日をいう。

(2) アマチュアスポーツに使用する場合において、使用者が入場料その他これに類するもの（以下この項において「入場料等」という。）を徴収するときは、当該使用区分に係る金額（以下「基本料金」という。）の２倍の額を徴収する。

(3) アマチュアスポーツ以外のものに使用する場合において、使用者が入場料等を徴収しないときは基本料金の７倍、使用者が入場料等を徴収するときは基本料金の15倍の額を徴収する。

(4) この表において、「生徒等」とは、使用者が、次の各号のいずれかに該当する場合に適用する。

ア　18歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある者が専ら使用する場合

イ　学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する学校（大学を除く。）の幼児、児童又は生徒が学校教育活動において使用する場合

ウ　学校教育法第124条に規定する専修学校に在学する者又は同法第134条に規定する各種学校に在学するものが学校教育活動において使用する場合

(5) ５月15日から10月15日、12月１日から３月20日を冷暖房実施期間とし、冷暖房の実施期間中は、基本料金の４割の額（休日等の使用にあたっては、当該使用施設の平日使用区分において対応する時間帯における使用区分の金額の４割の額）を加算する。《別表参照》

(6) 特別に電気その他を使用するときは、実費として指定管理者が算定する額を徴収する。

(7) 許可を得て、開館時間を超過し、又は繰り上げて使用するときは、当該超過し、又は繰り上げて使用した時間１時間（30分以上１時間未満の時間は１時間とみなす。）につき、基本料金（第２号又は第３号の規定を適用する場合にあっては当該各号に定める額とし、前２号の規定を適用する場合にあっては当該各号に定める加算額を基本料金に加算した額とする。）の１時間相当額（10円未満の端数が生じるときはこれを切り上げる。）を徴収する。許可を得て、当該使用区分に係る時間を超過し、又は繰り上げて使用するときも、同様とする。

≪別表≫鴨谷体育館　冷暖房実施期間利用料金（５月15日～10月15日及び12月１日～３月20日）　（単位：円）

種別	区分			午前 9:00～12:00	午後１ 13:00～15:00	午後２ 15:00～17:00	夜間 17:30～21:00	昼間１ 9:00～15:00	昼間２ 9:00～17:00	午後 13:00～17:00	昼夜間１ 13:00～21:00	昼夜間２ 15:00～21:00	全日 9:00～21:00
第一体育室	全面	平日	一般	8,540	6,860	6,860	15,400	15,400	22,260	13,720	29,120	22,260	37,660
			生徒等	4,270	3,430	3,430	7,700	7,700	11,130	6,860	14,560	11,130	18,830
		休日等	一般	9,760	7,840	7,840	17,600	17,600	25,440	15,680	33,280	25,440	43,040
			生徒等	4,880	3,920	3,920	8,800	8,800	12,720	7,840	16,640	12,720	21,520
	１／２面	平日	一般	4,340	3,500	3,500	7,700	7,840	11,340	7,000	14,700	11,200	19,040
			生徒等	2,170	1,750	1,750	3,850	3,920	5,670	3,500	7,350	5,600	9,520
		休日等	一般	4,960	4,000	4,000	8,800	8,960	12,960	8,000	16,800	12,800	21,760
			生徒等	2,480	2,000	2,000	4,400	4,480	6,480	4,000	8,400	6,400	10,880
第二体育室	全面	平日	一般	4,340	3,500	3,500	7,700	7,840	11,340	7,000	14,700	11,200	19,040
			生徒等	2,170	1,750	1,750	3,850	3,920	5,670	3,500	7,350	5,600	9,520
		休日等	一般	4,960	4,000	4,000	8,800	8,960	12,960	8,000	16,800	12,800	21,760
			生徒等	2,480	2,000	2,000	4,400	4,480	6,480	4,000	8,400	6,400	10,880
	１／２面	平日	一般	2,170	1,750	1,750	3,920	3,920	5,670	3,500	7,420	5,670	9,590
			生徒等	1,050	840	840	1,960	1,890	2,730	1,680	3,640	2,800	4,690
		休日等	一般	2,480	2,000	2,000	4,480	4,480	6,480	4,000	8,480	6,480	10,960
			生徒等	1,200	960	960	2,240	2,160	3,120	1,920	4,160	3,200	5,360
第三体育室	全面	平日	一般	3,500	2,870	2,870	7,980	6,370	9,240	5,740	13,720	10,850	17,220
			生徒等	1,750	1,400	1,400	3,990	3,150	4,550	2,800	6,790	5,390	8,540
		休日等	一般	4,000	3,280	3,280	9,120	7,280	10,560	6,560	15,680	12,400	19,680
			生徒等	2,000	1,600	1,600	4,560	3,600	5,200	3,200	7,760	6,160	9,760
第四体育室	全面	平日	一般	1,750	1,400	1,400	4,060	3,150	4,550	2,800	6,860	5,460	8,610
			生徒等	840	700	700	2,030	1,540	2,240	1,400	3,430	2,730	4,270
		休日等	一般	2,000	1,600	1,600	4,640	3,600	5,200	3,200	7,840	6,240	9,840
			生徒等	960	800	800	2,320	1,760	2,560	1,600	3,920	3,120	4,880
トレーニング室	全面	平日	一般	1,750	1,400	1,400	4,060	3,150	4,550	2,800	6,860	5,460	8,610
			生徒等	840	700	700	2,030	1,540	2,240	1,400	3,430	2,730	4,270
		休日等	一般	2,000	1,600	1,600	4,640	3,600	5,200	3,200	7,840	6,240	9,840
			生徒等	960	800	800	2,320	1,760	2,560	1,600	3,920	3,120	4,880
研修室	全面	平日		1,400	1,120	1,120	3,220	2,520	3,640	2,240	5,460	4,340	6,860
		休日等		1,600	1,280	1,280	3,680	2,880	4,160	2,560	6,240	4,960	7,840

備考
(1) この表において、「休日等」とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律第３条に規定する休日をいう。
(2) この表において、「生徒等」とは、使用者が、次の各号のいずれかに該当する場合に適用する。
ア　18歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある者が専ら使用する場合
イ　学校教育法第１条に規定する学校（大学を除く。）の幼児、児童又は生徒が学校教育活動において使用する場合
ウ　学校教育法第124条に規定する専修学校に在学する者又は同法第134条に規定する各種学校に在学するものが学校教育活動において使用する場合

(2) 鴨谷体育館共用（個人）利用料金

トレーニング共用	１人１回　一般220円　生徒等110円
その他共用利用	１人１種１回　一般220円　生徒等110円　高齢者・障害者110円

備考

(1) 「１回」とは、指定管理者が別に定める時間帯をいう。

(2) この表において、「生徒等」とは、使用者が、次の各号のいずれかに該当する場合に適用する。

ア　18歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある者が専ら使用する場合

イ　学校教育法第１条に規定する学校（大学を除く。）の幼児、児童又は生徒が学校教育活動において使用する場合

ウ　学校教育法第124条に規定する専修学校に在学する者又は同法第134条に規定する各種学校に在学するものが学校教育活動において使用する場合

(3) この表において、「高齢者」とは、60歳以上の者をいう。

(4) この表において、「障害者」とは、以下の者を含むとする。

ア　身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者

イ　療育手帳制度について（昭和48年９月27日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に基づく都道府県等の規程により療育手帳の交付を受けている者

ウ　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

エ　難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第７条第４項の規定に基づく医療受給者証の交付を受けている者

オ　児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の３第７項規定に基づく医療受給者証の交付を受けている者

カ　特定疾患治療研究事業について（昭和48年４月17日付け衛発第242号公衆衛生局長通知）に基づく都道府県等の規定により特定疾患医療受給者証の交付を受けている者

キ　原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成６年法律第117号）第２条の規定に基づく被爆者健康手帳の交付を受けている者

(5) 障害者が利用する場合、介助者１名についてもこの料金を適用する。

(3) 鴨谷野球場利用料金（２時間単位）　　（単位：円）

Ａ面（２／３面）	一般	生徒等	Ｂ面（１／３面）	一般	生徒等	全面	一般	生徒等
	2,030	1,010		1,220	610		3,250	1,620

備考

(1) この表において、「生徒等」とは、使用者が、次の各号のいずれかに該当する場合に適用する。

ア　18歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある者が専ら使用する場合

イ　学校教育法第１条に規定する学校（大学を除く。）の幼児、児童又は生徒が学校教育活動において使用する場合

ウ　学校教育法第124条に規定する専修学校に在学する者又は同法第134条に規定する各種学校に在学するものが学校教育活動において使用する場合

(2) 許可を得て、開場時間を超過し、又は繰り上げて使用するときは、当該超過し、又は繰り上げて使用した時間１時間（30分以上１時間未満の時間は、１時間とみなす。）につき、当該使用区分に係る金額の１時間相当額（10円未満の端数が生じるときは、これを切り上げる。）を徴収する。

(3) 高校生以上が硬式野球で利用する場合は、全面での利用とする。

(4) 荒山テニスコート利用料金

専用（団体）　（単位：円）

区分		7:00～ 8:00	8:00～ 9:00	9:00～ 11:00	11:00～ 13:00	13:00～ 15:00	15:00～ 17:00	17:00～ 18:00	17:00～ 19:00
１面	一般	610	610	1,220	1,220	1,220	1,220	610	1,220
	生徒等	305	305	610	610	610	610	305	610

備考

(1) この表において、「生徒等」とは、使用者が、次の各号のいずれかに該当する場合に適用する。

ア　18歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある者が専ら使用する場合

イ　学校教育法第１条に規定する学校（大学を除く。）の幼児、児童又は生徒が学校教育活動において使用する場合

ウ　学校教育法第124条に規定する専修学校に在学する者又は同法第134条に規定する各種学校に在学するものが学校教育活動において使用する場合

(2) 許可を得て、開場時間を超過し、又は繰り上げて使用するときは、当該超過し、又は繰り上げて使用した時間１時間（30分以上１時間未満の時間は、１時間とみなす。）につき、当該使用区分に係る金額の１時間相当額（10円未満の端数が生じるときは、これを切り上げる。）を徴収する。

(3) 利用料金の17:00～18:00の区分については、４月及び９月における使用に限り適用する。

共用（個人）利用料金

区分	利用料金（円）
１人 ２時間	110

(5) 鴨谷体育館　附属設備利用料金

（単位：円）

種類	単位		利用料金	種類	単位		利用料金
マイクロホン	１本	１回	500	長机	１脚	１回	50
ワイヤレスマイク	１本	１回	300	補助椅子	１脚	１回	20
音響	１台	１回	500	マット（長）	１枚	１回	100
放送室設備費	１式	１日	2,030	マット（短）	１枚	１回	50
ストップウォッチ	１個	１回	100	電光得点表示板	１台	１回	500
トランポリン（練習用）	１組	１回	1,010	スポーツタイマー	１台	１回	500
レクリエーション器具	１式	１回	2,030	バスケットボール器具	１式	１回	0
審判台	１台	１回	100	バスケットボール用オフィシャル	１式	１回	0
得点板	１台	１回	100	バレーボール器具	１式	１回	0
移動ステージ	１台	１回	1,010	バレーボール用線審旗	１組	１回	0
演台	１台	１回	500	バドミントン器具	１式	１回	0
卓球用フェンス	１枚	１回	30	インディアカ器具	１式	１回	0
ウレタンマット（厚）	１枚	１回	500	ソフトバレーボール器具	１式	１回	0
フロアシート	１枚	１回	50	卓球器具	１式	１回	0
コインロッカー	１個所		50	ソフトテニス器具	１式	１回	0
卓球得点板	１台	１回	50	記録用机椅子	１組	１回	0

備考

(1) 長机５脚まで、補助椅子20脚までは、利用料を徴収しない。

(2) この表において、「１回」とは、午前（午前９時から正午まで）、午後（午後１時から午後５時まで）又は夜間（午後５時30分から午後９時まで）のそれぞれの区分をいう。

ただし、午後１（午後１時から午後３時まで）又は午後２（午後３時から午後５時まで）の使用についても、それぞれ「１回」とする。

堺市公告第２２７号

堺市スポーツ施設条例（昭和５９年条例第９号）第１９条第２項及び第２０条第１項第２号並びに堺市公園条例（昭和３５年条例第１８号）第３１条第２項及び第３２条第１項第２号の規定に基づき、堺市家原大池体育館等の開館（場）時間、休館（場）日、使用時間及び利用料金を指定管理者が定めたので、堺市スポーツ施設条例第１９条第３項（同条例第２０条第２項において準用する場合を含む。）及び堺市公園条例第３１条第３項（同条例第３２条第２項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり公告する。

令和７年３月２８日

堺市長　永　藤　英　機

第１　開館(場)時間、使用時間、休館（場）日

名　称	開館（場）時間	使用時間	休館（場）日
家原大池体育館	午前８時00分～午後９時00分	午前９時00分～午後９時00分 （トレーニング室共用（個人）は午前８時00分～午後９時00分）	・12月29日から翌年の１月４日までの日 ・月１回 第４水曜日、安全点検等のため休館 ・令和７年４月１日及び同月２日
みなと堺グリーンひろば	・午前７時～午後７時（５月～８月） ・午前７時～午後６時（４月・９月） ・午前９時～午後５時（10月～３月）	・午前７時～午後７時（５月～８月） ・午前７時～午後６時（４月・９月） ・午前９時～午後５時（10月～３月）	・12月29日から翌年の１月４日までの日 ・施設整備日（不定期）

第２　利用料金

１　体育館専用（団体）利用料金

（単位：円）

区分				午前 9:00～12:00	午後１ 13:00～15:00	午後２ 15:00～17:00	夜間 17:30～21:00	昼間１ 9:00～15:00	昼間２ 9:00～17:00	午後 13:00～17:00	昼夜間１ 13:00～21:00	昼夜間２ 15:00～21:00	全日 9:00～21:00	延長 １時間
大アリーナ	全面	平日	一般	9,200	7,300	7,300	16,500	16,500	23,800	14,600	31,100	23,800	40,300	2,700
			生徒等	4,600	3,650	3,650	8,250	8,250	11,900	7,300	15,550	11,900	20,150	1,350
		休日等	一般	11,040	8,760	8,760	19,800	19,800	28,560	17,520	37,320	28,560	48,360	3,240
			生徒等	5,520	4,380	4,380	9,900	9,900	14,280	8,760	18,660	14,280	24,180	1,620
		平日冷暖房	一般	12,880	10,220	10,220	23,100	23,100	33,320	20,440	43,540	33,320	56,420	3,780
			生徒等	6,440	5,110	5,110	11,550	11,550	16,660	10,220	21,770	16,660	28,210	1,890
		休日等冷暖房	一般	14,720	11,680	11,680	26,400	26,400	38,080	23,360	49,760	38,080	64,480	4,320
			生徒等	7,360	5,840	5,840	13,200	13,200	19,040	11,680	24,880	19,040	32,240	2,160
	２／３面	平日	一般	6,200	5,000	5,000	11,000	11,200	16,200	10,000	21,000	16,000	27,200	1,800
			生徒等	3,100	2,500	2,500	5,500	5,600	8,100	5,000	10,500	8,000	13,600	900
		休日等	一般	7,440	6,000	6,000	13,200	13,440	19,440	12,000	25,200	19,200	32,640	2,160
			生徒等	3,720	3,000	3,000	6,600	6,720	9,720	6,000	12,600	9,600	16,320	1,080
		平日冷暖房	一般	8,680	7,000	7,000	15,400	15,680	22,680	14,000	29,400	22,400	38,080	2,520
			生徒等	4,340	3,500	3,500	7,700	7,840	11,340	7,000	14,700	11,200	19,040	1,260
		休日等冷暖房	一般	9,920	8,000	8,000	17,600	17,920	25,920	16,000	33,600	25,600	43,520	2,880
			生徒等	4,960	4,000	4,000	8,800	8,960	12,960	8,000	16,800	12,800	21,760	1,440
	１／２面	平日	一般	4,600	3,700	3,700	8,300	8,300	12,000	7,400	15,700	12,000	20,300	1,350
			生徒等	2,300	1,850	1,850	4,150	4,150	6,000	3,700	7,850	6,000	10,150	680
		休日等	一般	5,520	4,440	4,440	9,960	9,960	14,400	8,880	18,840	14,400	24,360	1,620
			生徒等	2,760	2,220	2,220	4,980	4,980	7,200	4,440	9,420	7,200	12,180	810
		平日冷暖房	一般	6,440	5,180	5,180	11,620	11,620	16,800	10,360	21,980	16,800	28,420	1,890
			生徒等	3,220	2,590	2,590	5,810	5,810	8,400	5,180	10,990	8,400	14,210	950
		休日等冷暖房	一般	7,360	5,920	5,920	13,280	13,280	19,200	11,840	25,120	19,200	32,480	2,160
			生徒等	3,680	2,960	2,960	6,640	6,640	9,600	5,920	12,560	9,600	16,240	1,080
	１／３面	平日	一般	3,100	2,500	2,500	5,500	5,600	8,100	5,000	10,500	8,000	13,600	900
			生徒等	1,550	1,250	1,250	2,750	2,800	4,050	2,500	5,250	4,000	6,800	450
		休日等	一般	3,720	3,000	3,000	6,600	6,720	9,720	6,000	12,600	9,600	16,320	1,080
			生徒等	1,860	1,500	1,500	3,300	3,360	4,860	3,000	6,300	4,800	8,160	540
		平日冷暖房	一般	4,340	3,500	3,500	7,700	7,840	11,340	7,000	14,700	11,200	19,040	1,260
			生徒等	2,170	1,750	1,750	3,850	3,920	5,670	3,500	7,350	5,600	9,520	630
		休日等冷暖房	一般	4,960	4,000	4,000	8,800	8,960	12,960	8,000	16,800	12,800	21,760	1,440
			生徒等	2,480	2,000	2,000	4,400	4,480	6,480	4,000	8,400	6,400	10,880	720
小アリーナ	全面	平日	一般	3,100	2,500	2,500	5,500	5,600	8,100	5,000	10,500	8,000	13,600	900
			生徒等	1,550	1,250	1,250	2,750	2,800	4,050	2,500	5,250	4,000	6,800	450
		休日等	一般	3,720	3,000	3,000	6,600	6,720	9,720	6,000	12,600	9,600	16,320	1,080
			生徒等	1,860	1,500	1,500	3,300	3,360	4,860	3,000	6,300	4,800	8,160	540
		平日冷暖房	一般	4,340	3,500	3,500	7,700	7,840	11,340	7,000	14,700	11,200	19,040	1,260
			生徒等	2,170	1,750	1,750	3,850	3,920	5,670	3,500	7,350	5,600	9,520	630
		休日等冷暖房	一般	4,960	4,000	4,000	8,800	8,960	12,960	8,000	16,800	12,800	21,760	1,440
			生徒等	2,480	2,000	2,000	4,400	4,480	6,480	4,000	8,400	6,400	10,880	720
	１／２面	平日	一般	1,550	1,250	1,250	2,800	2,800	4,050	2,500	5,300	4,050	6,850	450
			生徒等	750	600	600	1,400	1,350	1,950	1,200	2,600	2,000	3,350	230
		休日等	一般	1,860	1,500	1,500	3,360	3,360	4,860	3,000	6,360	4,860	8,220	540
			生徒等	900	720	720	1,680	1,620	2,340	1,440	3,120	2,400	4,020	270
		平日冷暖房	一般	2,170	1,750	1,750	3,920	3,920	5,670	3,500	7,420	5,670	9,590	630
			生徒等	1,050	840	840	1,960	1,890	2,730	1,680	3,640	2,800	4,690	320
		休日等冷暖房	一般	2,480	2,000	2,000	4,480	4,480	6,480	4,000	8,480	6,480	10,960	720
			生徒等	1,200	960	960	2,240	2,160	3,120	1,920	4,160	3,200	5,360	360
研修室		平日		1,800	1,500	1,500	3,600	3,300	4,800	3,000	6,600	5,100	8,400	550
		休日等		2,160	1,800	1,800	4,320	3,960	5,760	3,600	7,920	6,120	10,080	660
		平日冷暖房		2,520	2,100	2,100	5,040	4,620	6,720	4,200	9,240	7,140	11,760	770
		休日等冷暖房		2,880	2,400	2,400	5,760	5,280	7,680	4,800	10,560	8,160	13,440	880
トレーニング室	平日		一般	1,250	1,000	1,000	2,900	2,250	3,250	2,000	4,900	3,900	6,150	370
			生徒等	600	500	500	1,450	1,100	1,600	1,000	2,450	1,950	3,050	190
	休日等		一般	1,500	1,200	1,200	3,480	2,700	3,900	2,400	5,880	4,680	7,380	440
			生徒等	720	600	600	1,740	1,320	1,920	1,200	2,940	2,340	3,660	220
	平日冷暖房		一般	1,750	1,400	1,400	4,060	3,150	4,550	2,800	6,860	5,460	8,610	520
			生徒等	840	700	700	2,030	1,540	2,240	1,400	3,430	2,730	4,270	260
	休日等冷暖房		一般	2,000	1,600	1,600	4,640	3,600	5,200	3,200	7,840	6,240	9,840	590
			生徒等	960	800	800	2,320	1,760	2,560	1,600	3,920	3,120	4,880	300

備考

(1) 「休日等」とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。

(2) アマチュアスポーツに利用する場合において、利用者が入場料その他これに類するもの（以下「入場料等」という）を徴収する時は、当該利用区分に係る金額（以下「基本料金」という。）の２倍の額を徴収する。

(3) アマチュアスポーツ以外のものに利用する場合において、利用者が入場料等を徴収しないときは基本料金の７倍、利用者が入場料等を徴収するときは基本料金の15倍の額を徴収する。

(4) 「生徒等」の区分は、次の各号のいずれかに該当する場合に適用する（以降の表において同じ）。

ア　18歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある者が専ら利用する場合

イ　学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）の幼児、児童又は生徒が学校教育活動において利用する場合

ウ　学校教育法第124条に規定する専修学校に在学する者又は同法第134条に規定する各種学校に在学する者が学校教育活動において利用する場合

(5) ５月15日から10月15日、12月１日から３月20日を冷暖房実施期間とし、当該期間中は、料金表の「平日冷暖房」又は「休日等冷暖房」の区分を適用する。

(6) 特別に電気その他を利用するときは、実費として指定管理者が算定する額を徴収する。

(7) 利用許可時間を経過し、又は繰り上げて利用するときは、当該超過し、又は繰り上げて利用した時間１時間（30分以上１時間未満の時間は、１時間とみなす。）につき、この表の定める延長料金（第２号または第３号の規定を適用する場合にあっては当該各号に定める倍率を延長料金に乗じた額、前２号の規定を適用する場合にあっては当該各号に定める加算額を延長料金に加算した額とする。）を徴収する。許可を得て、当該使用区分に係る時間を超過し、又は繰り上げて使用するときも、同様とする。

２　体育館共用（個人）利用料金（トレーニング室を除く）

種別	区分	利用料金		
		一般	生徒等	高齢者・障害者
家原大池体育館	１人１種目１回	220円	110円	110円

備考

(1) 「１回」とは、指定管理者が共用の利用に供する時間として定める時間の区分をいう。

(2) 「高齢者」とは、60歳以上の者をいう。

(3) 「障害者」には、以下の者を含むものとする。（３において同じ）

ア　身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者

イ　療育手帳制度について（昭和48年９月27日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に基づく都道府県等の規程による療育手帳の交付を受けている者

ウ　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定に基づく精神障害者福祉手帳の交付を受けている者

エ　難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第７条第４項の規定に基づく医療受給者証の交付を受けている者

オ　児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の３第７項の規定に基づく医療受給証の交付を受けている者

カ　特定疾患治療研究事業について（昭和48年４月17日付け衛発第242号公衆衛生局長通知）に基づく都道府県等の規程による特定疾患医療受給者証の交付を受けている者

キ　原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成６年法律第117号）第２条の規定に基づく被爆者健康手帳の交付を受けている者

(4) 障害者が利用する場合の介護者については、１名まで無料とする。

３　トレーニング室共用（個人）利用料金

利用区分	単位	利用料金
全日定期利用	１人１月	月額　4,700円
平日定期利用	１人１月	月額　4,100円
一時利用	１人１回	1,000円

備考

(1) 全日定期利用とは、休日等にも利用することができる定期利用をいう。

(2) 平日定期利用とは、休日等を除く平日のみ利用することができる定期利用をいう。

(3) 全日定期利用において、満60歳以上の者が利用する場合においては、この表にかかわらず、利用料を月額4,100円とする。

(4) 障害者が利用する場合の介護者については、１名まで無料とする。

４　体育館附属設備等利用料金　（単位：円）

種類	単位		利用料金	種類	単位		利用料金
マイクロホン	１本	１回	500	フットサル器具	１式	１回	500
ワイヤレスマイク	１本	１回	500	ストップウォッチ	１個	１回	100
音響	１式	１回	500	トランポリン（練習用）	１台	１回	500
放送設備	１式	１回	3,000	レクリエーション器具	１式	１回	2,000
バレーボール用線審旗	１組	１回	50	審判台（バレーボール用）	１台	１回	200
長机	１脚	１回	50	審判台	１台	１回	100
補助椅子	１脚	１回	20	得点板	１式	１回	100
卓球用フェンス	１枚	１回	30	卓球用得点板	１台	１回	50
ウレタンマット（厚）	１枚	１回	500	電光得点表示板	１式	１回	1,000
ウレタンマット（薄）	１枚	１回	200	ファウル表示器	１組	１回	500
綱引き	１式	１回	2,000	移動ステージ	１台	１回	1,000
ソフトバレーボール	１式	１回	100	演台	１台	１回	500
インディアカ	１式	１回	100	コインロッカー	１箇所		100
スポーツタイマー	１組	１回	500				

備考

(1) 長机５脚まで、補助椅子20脚までは、利用料金を徴収しない。

(2) 「１回」とは、午前（午前９時から正午まで）、午後（午後１時から午後５時まで）又は夜間（午後５時30分から午後９時まで）のそれぞれの区分をいう。ただし、午後１（午後１時から午後３時まで）及び午後２（午後３時から午後５時まで）の利用についても、それぞれ「１回」とする。

(3) レクリエーション器具は、器具ごとに利用料金を徴収することができる。（６参照）

５　体育館附属設備等利用料金（セットで利用する場合）　（単位：円）

種類		単位	利用料金	内容
バスケットボール器具	練習用	１式･１回	500	ゴール１組、得点板１台
	試合用	１式･１回	1,000	ゴール１組、得点板１台、オフィシャル１式、ストップウォッチ２個
バレーボール器具	練習用	１式･１回	300	ポール・ネット１組、得点板１台
	試合用	１式･１回	500	ポール・ネット１組、得点板１台 線審旗１組、審判台１台、アンテナセット１組
バドミントン器具	練習用	１式･１回	100	ポール・ネット１組
	試合用	１式･１回	200	ポール・ネット１組、審判台１台 得点板１台、線審用椅子２台
卓球器具	練習用	１式･１回	100	卓球台・ネット１組、スクリーン４枚
	試合用	１式･１回	200	卓球台・ネット１組、 得点板１台、スクリーン６枚
軟式庭球器具		１式･１回	300	ポール・ネット１組、審判台１台
硬式庭球器具		１式･１回	500	ポール・ネット１組、審判台１台
ハンドボール器具		１式･１回	500	ゴール１組、得点板１台

備考

(1) 「１回」とは、午前（午前９時から正午まで）、午後（午後１時から午後５時まで）又は夜間（午後５時30分から午後９時まで）のそれぞれの区分をいう。ただし、午後１（午後１時から午後３時まで）及び午後２（午後３時から午後５時まで）の利用についても、それぞれ「１回」とする。

６　体育館附属設備等利用料金（レクリエーション器具詳細）　（単位：円）

種類	単位		利用料金	種類	単位		利用料金
白の単マット	１式	１回	150	玉入れ	１式	１回	150
平均台	１式	１回	150	大縄	１式	１回	150
跳び箱（子ども用）	１式	１回	150	カラー体操棒	１式	１回	150
跳び箱（大人用）	１式	１回	150	ケンステップ	１式	１回	150
フープ	１式	１回	150	鉄棒	１式	１回	150
カラーロープ	１式	１回	150	ポートボール台	１式	１回	150
カラーコーン	１式	１回	150	ジョイントレール	１式	１回	150
ストレッチマット	１式	１回	150	ボール関係	１式	１回	150
トンネル	１式	１回	150	鏡	１式	１回	150
バルーン	１式	１回	150	セット一式	１式	１回	2,000

備考

(1)「１回」とは、午前（午前９時から正午まで）、午後（午後１時から午後５時まで）又は夜間（午後５時30分から午後９時まで）のそれぞれの区分をいう。ただし、午後１（午後１時から午後３時まで）及び午後２（午後３時から午後５時まで）の利用についても、それぞれ「１回」とする。

７　みなと堺グリーンひろば利用料金　（単位：円）

区分			利用料金						
			7:00～9:00	9:00～11:00	11:00～13:00	13:00～15:00	15:00～17:00	17:00～18:00	17:00～19:00
運動ひろば野球場	１面	一般	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	1,000	2,000
芝生ひろば運動場	１面	生徒等	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	500	1,000
硬式野球場	１面	一般	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	2,000	4,000
	１面	生徒等	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	1,000	2,000

備考

(1) 利用料金の17：00～18：00の区分については４月及び９月における利用に限り適用する。

(2) 許可を得て、規則で定めた開場時間を経過し、又は繰り上げて利用するときは、当該超過し、又は繰り上げて利用した時間１時間（30分以上１時間未満の時間は、１時間とみなす。）につき当該利用区分に係る金額の１時間相当額を徴収する。

堺市公告第２２８号

堺市立文化会館条例（昭和５９年条例第８号）第２３条第２項及び第２４条第１項第２号の規定に基づき、堺市立栂文化会館の利用料金、開館時間及び休館日を指定管理者が定めたので、同条例第２３条第３項（同条例第２４条第２項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり公告する。

令和７年３月２８日

堺市長　永　藤　英　機

１　利用料金

(1) 基本料金

（単位　円）

種別＼時間区分		午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日
		午前９時から正午まで	午後１時から午後５時まで	午後６時から午後10時まで	午前９時から午後５時まで	午後１時から午後10時まで	午前９時から午後10時まで
ホール	平日	12,980	22,100	25,970	35,080	48,070	61,050
	平日（使用しようとする日の２ヶ月前の日以後における申込で舞台のみの使用）	3,890	6,630	7,790	10,520	14,420	18,310
	土曜日、日曜日及び休日（以下「休日等」という。）	15,600	25,970	31,210	41,570	57,180	72,780
	休日等（使用しようとする日の２ヶ月前の日以後における申込で舞台のみの使用）	4,680	7,790	9,360	12,470	17,150	21,830
集会室等	第１講座室	3,870	6,480	6,480	10,350	12,960	16,830
	第２講座室	1,350	2,200	2,610	3,550	4,810	6,160
	第３講座室	930	1,460	1,770	2,390	3,230	4,160
	第４講座室	930	1,460	1,770	2,390	3,230	4,160

	第１会議室	1,350	2,200	2,610	3,550	4,810	6,160
	第２会議室	930	1,460	1,770	2,390	3,230	4,160
	研修室	1,350	2,200	2,610	3,550	4,810	6,160
	視聴覚室	1,980	3,230	3,870	5,210	7,100	9,080
	音楽室	1,980	3,230	3,870	5,210	7,100	9,080
	料理室	1,980	3,230	3,870	5,210	7,100	9,080
	陶芸室	1,980	3,230	3,870	5,210	7,100	9,080
	和室１	620	1,150	1,350	1,770	2,500	3,120
	和室２	620	1,150	1,350	1,770	2,500	3,120
	和室１・２（合室利用）	930	1,720	2,020	2,650	3,740	4,670
	楽屋（洋室）	310	510	620	820	1,130	1,440
	楽屋（和室）	310	510	620	820	1,130	1,440

備考　特別に電気・ガス・水道等を使用するときは、実費を徴収する。

(2) ホール等の使用時間の繰り上げに係る利用料金及び、ホール等の使用時間の超過に係る利用料金

（単位　円）

種別		利用料金
ホール	平日	6,480
	休日等	7,800
研修室		650
視聴覚室		960
音楽室		960
楽屋（洋室）		160
楽屋（和室）		160

備考

1　ホール以外の施設は、ホールと同時に使用しようとする場合に限り使用できるものとする。

２　これらの表において「休日等」とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。

(3) 利用料金の加算及び減算の条件並びに割合の設定

次の表に基づき利用料金を加算し、又は減算する。

条件	利用料金	備考
市外居住者（法人その他の団体又は事業所にあっては、その所在地が本市の区域外に存するもの）が使用するとき	基本料金にその５割を加算（10円未満切り捨て）	
利用者が入場料その他これに類するものを徴収するとき、又は物品の展示販売その他営利を目的とする行為を行うとき	基本料金にその５割を加算（10円未満切り捨て）	営利を目的とする個人・団体が使用する場合は、「その他営利を目的とする行為を行うとき」に該当し、加算する。
ホールを練習や準備のために使用するとき	基本料金の７割を徴収（10円未満切り捨て）	使用しようとする日の２ヶ月前の日以後の申込による使用で、舞台のみ使用する場合を除く。
使用しようとする日の２ヶ月前の日以後の申込による使用で、ホールの舞台のみ使用するとき	(1) 基本料金の表に記載のとおり	練習に限る。

備考　１使用区分ごとに予約した場合と、２使用区分又は３使用区分を通し予約した場合に同額とならない場合があるため、「昼間」「昼夜間」「全日」の使用区分に対し、加算減算を行う場合は総額に対し対象となる割合を乗じる。

(4) 附属設備使用料金

（単位　円）

区分／種別	器具名等	数量	使用料金	備考
舞台設備	反響板	１式	3,130	人件費は別
	スクリーン	１式	1,030	
	ピアノ	１台	8,370	調律料は別

	ピアノ（使用しようとする日の２ヶ月前の日以後における申込で舞台のみの使用）		１台	2,510	調律料は別
	指揮台		１台	310	譜面台付き
	所作台		１式	5,230	人件費は別
	平台		１式	2,080	
	演台		１台	510	
	譜面台		１台	100	
	金びょうぶ		１双	2,080	
	ひもうせん		１式	510	
	あかね		１式	510	
照明設備	Ａセット	シーリングスポットライト	１組	7,330	
		ボーダーライト	２列		
		フロントスポットライト	２組		
		スポットライト	２台		
	Ｂセット	シーリングスポットライト	２組	12,560	
		ボーダーライト	４列		
		フロントスポットライト	４組		
		フォロースポットライト	２台		
	シーリングスポットライト		１組	2,500	
	フロントスポットライト		１組	1,030	
	クセノンピンスポットライト		１台	3,130	
	フォロースポットライト		１台	1,030	
	スポットライト500W		１台	310	
	スポットライト１ｋＷ		１台	510	
	フットライト		１列	620	

	ボーダーライト	１列	1,030	
	アッパーホリゾントライト	１列	1,250	
	ロアーホリゾントライト	１列	1,250	
	効果器	１台	1,250	
音響設備	レコードプレーヤー	１台	1,030	レコードは別
	テープレコーダー	１台	2,080	テープは別
	カセットデッキ	１台	1,030	テープは別
	マイクロホン	１本	1,030	
	ワイヤレスマイク	１チャンネル	2,080	
	はねかえりスピーカー	１式	2,080	
	拡声装置	１式	4,180	
その他の設備	シャワー室	１室	510	

備考

１　本表の使用料金は、午前、午後及び夜間の使用区分ごとに１回として計算する。

２　その他本表において使用料金を規定していないものに係る使用については、実費を徴収する。

２　開館時間

午前９時から午後10時まで

３　休館日

(1) 月曜日（ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日の場合は開館）

(2) 12月29日から翌年の１月４日まで

堺市公告第２２９号

堺市立文化会館条例（昭和５９年条例第８号）第２３条第２項及び第２４条第１項第２号の規定に基づき、堺市立西文化会館の利用料金、開館時間及び休館日を指定管理者が定

めたので、同条例第２３条第３項（同条例第２４条第２項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり公告する。

令和７年３月２８日

堺市長　永　藤　英　機

１　利用料金

(1) 基本料金

（単位　円）

種別＼時間区分			午前 午前９時から正午まで	午後 午後１時から午後５時まで	夜間 午後６時から午後10時まで	昼間 午前９時から午後５時まで	昼夜間 午後１時から午後10時まで	全日 午前９時から午後10時まで
ホール	平日		15,600	25,970	31,210	41,570	57,180	72,780
	平日（使用しようとする日の２ヶ月前の日以後における申込で舞台のみの使用）		4,600	7,750	9,310	12,350	17,060	21,660
	休日等		18,220	31,210	37,600	49,430	68,810	87,030
	休日等（使用しようとする日の２ヶ月前の日以後における申込で舞台のみの使用）		5,430	9,310	11,200	14,740	20,510	25,940
ギャラリー		平日	2,610	4,400	5,330	7,010	9,730	12,340
		休日等	3,130	5,330	6,380	8,460	11,710	14,840
レッスンルーム（リハーサル室）			3,970	6,380	7,630	10,350	14,010	17,980
特別活動室等	ミュージック・スタジオ１	平日	1,350	2,080	2,610	3,430	4,690	6,040
		休日等	1,560	2,610	3,130	4,170	5,740	7,300
	ミュージック・スタジオ２	平日	1,150	1,880	2,200	3,030	4,080	5,230
		休日等	1,350	2,200	2,710	3,550	4,910	6,260

楽屋１	510	930	1,150	1,440	2,080	2,590
楽屋２	510	930	1,150	1,440	2,080	2,590
楽屋３	510	930	1,150	1,440	2,080	2,590
楽屋４	510	930	1,150	1,440	2,080	2,590
楽屋５	510	930	1,150	1,440	2,080	2,590
楽屋Ａ	620	1,150	1,350	1,770	2,500	3,120
楽屋Ｂ	620	1,150	1,350	1,770	2,500	3,120
講座室（アトリエ）	1,770	2,710	3,230	4,480	5,940	7,710
焼窯・作業室	510	830	930	1,340	1,760	2,270
会議室	930	1,560	1,980	2,490	3,540	4,470
創作室	3,550	5,860	7,010	9,410	12,870	16,420
セミナールーム	4,810	7,950	9,530	12,760	17,480	22,290
ＡＶルーム	1,980	3,230	3,870	5,210	7,100	9,080
クッキングルーム	3,130	5,330	6,380	8,460	11,710	14,840
ダイニングルーム	830	1,250	1,560	2,080	2,810	3,640
茶華道室	830	1,460	1,670	2,290	3,130	3,960
教養室	1,030	1,880	2,200	2,910	4,080	5,110

(2) ホール等の使用時間の繰り上げに係る利用料金及び、ホール等の使用時間の超過に係る利用料金

（単位　円）

種別		利用料金
ホール	平日	7,810
	休日等	9,400
ギャラリー	平日	1,330
	休日等	1,590
レッスンルーム（リハーサル室）		1,910

ミュージック・スタジオ１	平日	660
	休日等	780
ミュージック・スタジオ２	平日	550
	休日等	680
楽屋１		300
楽屋２		300
楽屋３		300
楽屋４		300
楽屋５		300
楽屋Ａ		350
楽屋Ｂ		350

(3) 利用料金の加算及び減算の条件並びに割合の設定

① 次の表に基づき利用料金を加算し、又は減算する。

条件	利用料金	備考
市外居住者（法人その他の団体又は事業所にあっては、その所在地が本市の区域外に存するもの）が使用するとき	基本料金にその５割を加算（10円未満切り捨て）	
利用者が入場料その他これに類するもの（実費相当額を除く）を徴収するとき、又は物品の展示販売その他営利を目的とする行為を行うとき	基本料金にその５割を加算（10円未満切り捨て）	営利を目的とする個人・団体が使用する場合は、「その他営利を目的とする行為を行うとき」に該当し、加算する。
ホール又はギャラリーを練習又は準備のために使用するとき	基本料金の７割を徴収（10円未満切り捨て）	使用しようとする日の２ヶ月前の日以後の申込による使用で、舞台のみ使用する場合を除く。

使用しようとする日の２ヶ月前の日以後の申込による使用で、ホールの舞台のみ使用するとき	(1) 基本料金の表に記載のとおり	練習に限る。
レッスンルーム（リハーサル室）を楽屋等に使用するとき	基本料金の５割を徴収（10円未満切り捨て）	

② 特別に電気、ガス、水道等を使用するときは、実費を徴収する。

③ １使用区分ごとに予約した場合と、２使用区分又は３使用区分を通し予約した場合に同額とならない場合があるため、「昼間」「昼夜間」「全日」の使用区分に対し、加算・減算を行う場合は総額に対し対象となる割合を乗じる。

④ (2)で定めるホール以外の施設は、ホールと同時に使用しようとする場合に限り、使用できるものとする。

⑤ 「休日等」とは、土曜日・日曜日・国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日およびその振替休日とする。

(4) 附属設備使用料金

（単位　円）

種別＼区分		器具名等	数量	使用料金	備考
ホール	舞台設備	所作台	１式	6,280	人件費は別
		平台（変形平台を含む）	１坪	100	人件費は別
		箱足	１個	50	
		開き足	１脚	100	
		めくり台	１台	100	
		ひもうせん	１枚	200	
		山台用長座布団	１枚	200	
		高座用座布団	１枚	200	
		落語用見台セット	１式	1,560	
		上敷	１枚	200	
		シャ幕（黒）	１枚	2,080	人件費は別
		地がすり	１枚	2,080	人件費は別

大黒幕	１枚	1,030	人件費は別
リノリウム	１本	310	テープ及び人件費は別
金びょうぶ	１双	2,080	人件費は別
銀びょうぶ	１双	2,080	人件費は別
松羽目・竹羽目	１式	4,180	
演台	１台	620	
司会者台	１台	310	
花台	１台	100	
花瓶	１つぼ	100	
反響板	１式	5,230	人件費は別
指揮者台	１台	510	譜面台付
譜面台	１台	100	
譜面灯	１台	50	
コントラバス用椅子	１脚	100	
スクリーン	１台	1,560	
移動用スクリーン	１台	1,030	
スタンドスクリーン	１台	510	
ピアノ（スタインウェイＤ274）	１台	12,560	調律料は別
ピアノ（スタインウェイＤ274）（使用しようとする日の２ヶ月前の日以後における申込で舞台のみの使用）	１台	3,760	調律料は別
ピアノ（ヤマハＣＦⅢＳ）	１台	8,370	調律料は別
ピアノ（ヤマハＣＦⅢＳ）（使用しようとする日の２ヶ月前の日以後における申込で舞台のみの使用）	１台	2,500	調律料は別

照明設備	Ａセット	１式	7,330	セット設備内容は、付表のとおり
	Ｂセット	１式	14,660	
	Ｃセット（反響板用）	１式	13,610	
	シーリングスポットライト	１組	3,130	
	フロントスポットライト	１組	1,030	３台１組
	スポットライト500W	１台	310	
	スポットライト１ｋＷ	１台	510	
	フォロースポットライト	１台	1,030	ハロゲンスポットライト
	エフェクトスポットライト	１台	510	
	スパイラルマシン	１台	510	
	ディスクマシン	１台	510	
	先玉	１台	310	
	ストロボ	１台	1,030	
	ミラーボール	１台	3,130	
	ボーダーライト	１列	1,030	
	フットライト	１列	1,030	
	アッパーホリゾントライト	１列	1,560	
	ロアーホリゾントライト	１列	1,560	
	センターピンスポットライト	１台	3,130	人件費は別
	照明ハイスタンド	１台	730	持込みの場合
	照明スタンド	１台	310	持込みの場合
音響設備	マイクロフォン	１本	1,030	
	ワイヤレスマイク	１チャンネル	2,080	
	三点吊マイク	１式	3,130	人件費は別
	ダイレクトボックス	１台	510	

		ＣＤプレーヤー	１台	1,560	人件費は別
		レコードプレーヤー	１台	1,560	人件費は別
		カセットデッキ	１台	1,560	テープ及び人件費は別
		オープンデッキ	１台	3,130	テープ及び人件費は別
		ＤＡＴデッキ	１台	1,560	テープ及び人件費は別
		拡声装置	１式	4,180	
		モニタースピーカー	１台	1,030	人件費は別
		可搬型ミキサー	１台	3,130	人件費は別
		マルチケーブル	１本	1,030	
	映写設備	オーバーヘッドプロジェクター	１台	1,030	スクリーン付人件費は別
		スライド映写機	１台	3,130	スクリーン付人件費は別
		液晶プロジェクター	１台	3,130	スクリーン付人件費は別
	シャワー室		１室	1,030	
リハーサル室（レッスンルーム）		ピアノ（ヤマハＣ－７）	１台	2,080	調律料は別
		指揮台	１台	310	譜面台付
		コントラバス用椅子	１脚	100	
		拡声装置	１式	1,030	
		ワイヤレスマイク	１チャンネル	1,030	
		ＣＤプレーヤー	１台	510	ＣＤは別
		マイクロフォン	１本	510	
		カセットデッキ	１台	510	テープは別
		ビデオデッキ	１台	1,030	カラーモニター付

囲碁セット		１式	100	
囲碁指導盤		１式	100	
将棋セット		１式	100	
将棋指導盤		１式	100	
対局時計		１個	100	
茶道用具	炉釜	１個	510	茶華道室
	風炉釜	１個	510	茶華道室
	風炉用銀瓶	１個	510	茶華道室
	置つくばい	１個	310	茶華道室
	棚	１個	310	茶華道室
	水指	１個	200	茶華道室
	水次やかん	１個	200	茶華道室
	毛せん	１枚	200	茶華道室
	菓子器	１個	100	茶華道室
華道具		１個	100	
金びょうぶ		１双	1,030	
仮設ステージ		１式	1,030	
ビデオプロジェクター		１台	2,080	
ＣＤラジオカセットレコーダー		１台	510	ＣＤは別
スライド映写機		１台	830	スクリーン付
オーバーヘッドプロジェクター		１台	510	スクリーン付
ＡＶ拡張システム		１組	1,030	
ピアノ（ヤマハＣ－５）		１台	1,560	調律料は別
陶芸用電動ろくろ		１台	310	創作室
七宝焼電気炉		１台	200	創作室

木工用具	ドリル	１個	200	創作室
	糸のこ盤	１台	200	創作室
	ジグソー	１台	200	創作室
	電気カンナ	１台	200	創作室
	丸のこ	１台	200	創作室
電子ピアノ		１台	830	ミュージックルーム
ピアノ（ヤマハＵＸ－300）		１台	1,030	ミュージックルーム（調律料は別）
平釣太鼓		１柄	1,030	ミュージックルーム
附締太鼓		１柄	830	ミュージックルーム
ドラムセット		１時間につき	310	ミュージックルーム
シンセサイザー		１台	730	ミュージックルーム
ベースギターアンプ		１台	620	ミュージックルーム
ギターアンプ		１台	620	ミュージックルーム
録音設備		１時間につき	1,030	レコーディングルーム、ＡＶルーム
陶芸用電気炉		１時間につき	310	焼窯室

備考

１　本表の使用料金は、午前、午後及び夜間の使用区分ごとの料金とする。（１時間ごとに料金が設定されているものを除く。）

２　その他本表において使用料金を規定していないものに係る使用については、実費を徴収する。

３　施設附属設備は、当該施設の使用者が当該附属設備を使用しない場合は、他の

施設の使用者でも使用できるものとする。

＜付表＞ホール照明設備　セット内容

種別＼区分	器具名等	数量
Ａセット	ボーダーライト	２列
	フロントスポットライト	２組
	シーリングスポットライト	１組
	フォロースポットライト	２台
Ｂセット	ボーダーライト	４列
	フロントスポットライト	４組
	シーリングスポットライト	２組
	フォロースポットライト	２台
Ｃセット	フロントスポットライト	４組
	シーリングスポットライト	３組
	フォロースポットライト	２台

２　開館時間

午前９時から午後10時まで

３　休館日

(1) 毎週月曜日（ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たる場合は開館し、直後の平日に休館する。）

(2) 12月29日から翌年の１月４日まで

堺市公告第２３０号

堺市立文化会館条例（昭和５９年条例第８号）第２３条第２項及び第２４条第１項第２号の規定に基づき、堺市立東文化会館の利用料金、開館時間及び休館日を指定管理者が定めたので、同条例第２３条第３項（同条例第２４条第２項において準用する場合を含む。）

の規定により、次のとおり公告する。

令和７年３月２８日

堺市長　永　藤　英　機

１　利用料金

(1) 基本料金

（単位　円）

種別＼時間区分		午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日
		午前９時から正午まで	午後１時から午後５時まで	午後６時から午後10時まで	午前９時から午後５時まで	午後１時から午後10時まで	午前９時から午後10時まで
メインホール	平日	18,850	25,130	25,130	43,980	50,260	69,110
	平日（使用しようとする日の２ヶ月前の日以後における申込で舞台のみの使用）	5,650	7,530	7,530	13,180	15,060	20,710
	土曜日、日曜日及び休日（以下「休日等」という。）	22,000	29,330	29,330	51,330	58,660	80,660
	休日等（使用しようとする日の２ヶ月前の日以後における申込で舞台のみの使用）	6,600	8,790	8,790	15,390	17,580	24,180
フラットホール	平日	9,420	12,560	12,560	21,980	25,120	34,540
	休日等	12,560	16,750	16,750	29,310	33,500	46,060
ギャラリー	平日（全室）	12,520	16,720	16,720	29,240	33,440	45,960
	休日等（全室）	15,040	20,080	20,080	35,120	40,160	55,200
	平日（分割Ａ）	3,130	4,180	4,180	7,310	8,360	11,490

	休日等（分割Ａ）	3,760	5,020	5,020	8,780	10,040	13,800
	平日（分割Ｂ）	3,130	4,180	4,180	7,310	8,360	11,490
	休日等（分割Ｂ）	3,760	5,020	5,020	8,780	10,040	13,800
	平日（分割Ｃ）	3,130	4,180	4,180	7,310	8,360	11,490
	休日等（分割Ｃ）	3,760	5,020	5,020	8,780	10,040	13,800
	平日（分割Ｄ）	3,130	4,180	4,180	7,310	8,360	11,490
	休日等（分割Ｄ）	3,760	5,020	5,020	8,780	10,040	13,800
リハーサル室		5,020	6,700	6,700	11,720	13,400	18,420
リハーサル室（楽屋利用）		2,510	3,350	3,350	5,860	6,700	9,210
講座室等	楽屋３－１	410	620	620	1,030	1,240	1,650
	楽屋３－２	410	620	620	1,030	1,240	1,650
	楽屋３－３	410	620	620	1,030	1,240	1,650
	楽屋３－４	410	620	620	1,030	1,240	1,650
	楽屋３―５	410	620	620	1,030	1,240	1,650
	楽屋３－６	620	830	830	1,450	1,660	2,280
	楽屋５－１	510	730	730	1,240	1,460	1,970
	楽屋５－２	510	730	730	1,240	1,460	1,970
	楽屋５－３	510	730	730	1,240	1,460	1,970
	楽屋５－４	410	620	620	1,030	1,240	1,650
	練習室１	１時間までごとに510					
	練習室２	１時間までごとに410					
	練習室３	１時間までごとに310					
	練習室４	１時間までごとに410					
	練習室５	１時間までごとに410					
	工芸室	4,180	5,330	5,330	9,510	10,660	14,840
	料理室	5,230	6,380	6,380	11,610	12,760	17,990

和室	2,080	2,610	2,610	4,690	5,220	7,300
講座室（１）	2,080	2,610	2,610	4,690	5,220	7,300
講座室（２）	2,080	2,610	2,610	4,690	5,220	7,300
研修室	4,910	5,230	5,230	10,140	10,460	15,370
研修室（分割使用）	2,610	3,130	3,130	5,740	6,260	8,870
多目的室	4,500	6,000	6,000	10,500	12,000	16,500

備考　原則として冷暖房費は上記基本料金に含むが、特殊な電気その他を使用するときは、当該費用を徴収する場合がある。

(2) ホール等の使用時間の繰り上げに係る利用料金及びメインホール等の使用時間の超過に係る利用料金

（単位　円）

種別		利用料金
メインホール	平日	6,280
	休日等	7,330
フラットホール	平日	3,140
	休日等	4,190
リハーサル室		1,680
楽屋３－１		160
楽屋３－２		160
楽屋３－３		160
楽屋３－４		160
楽屋３－５		160
楽屋３－６		220
楽屋５－１		180
楽屋５－２		180
楽屋５－３		180

楽屋５－４	160

備考　楽屋は、メインホール、フラットホールと同時に使用しようとする場合に限り使用できるものとする。

(3) 利用料金の加算及び減算の条件並びに割合の設定

次の表に基づき利用料金を加算し、又は減算する。

条件	利用料金	備考
市外居住者（法人その他の団体又は事業所にあっては、その所在地が本市の区域外に存するもの）が使用するとき	基本料金にその５割を加算（10 円未満切り捨て）	
利用者が入場料その他これに類するもの（講座等で利用者の生涯学習活動の促進に寄与すると認められるものを除く）を徴収するとき、又は物品の展示販売その他営利を目的とする行為を行うとき	基本料金にその５割を加算（10 円未満切り捨て）	営利を目的とする個人・団体であるか否かを問わず、原則、直接的に左記条件に記載する行為を行う場合は、加算対象とする。 ただし、入場料その他これに類するものを徴収するときであっても、実費相当額の場合は加算対象外とする。
ホールを練習や準備のために使用するとき	基本料金の７割を徴収（10 円未満切り捨て）	使用しようとする日の２ヶ月前の日以後の申込による使用で、舞台のみ使用する場合を除く。
使用しようとする日の２ヶ月前の日以後の申込による使用で、ホールの舞台のみ使用するとき	(1) 基本料金の表に記載のとおり	練習に限る。
ギャラリーを練習・準備のために使用するとき	基本料金の７割を徴収（10 円未満切り捨て）	
休日等を含み４日以上連続してギャラリーを使用するとき	平日の料金を徴収	

備考　１使用区分ごとに予約した場合と、２使用区分又は３使用区分を通し予約した場合に同額とならない場合があるため、「昼間」「昼夜間」「全日」の使用

区分に対し加算減算を行う場合は、総額に対し対象となる割合を乗じる。

(4) 附属設備使用料金

（単位　円）

種別＼区分		器具名等	数量	使用料金	備考
舞台設備	メインホール	音響反射板	１式	5,230	人件費は別
		演台	１台	510	
		司会者台	１台	310	
		指揮者台	１台	510	譜面台付
		所作台	１式	5,230	化粧かまち付 人件費は別
		金びょうぶ（大）	１双	2,080	
		銀びょうぶ	１双	2,080	
		ピアノ（スタインウェイＤ－274）	１台	10,470	調律料は別
		ピアノ（スタインウェイＤ－274） （使用しようとする日の２か月前の日以降における申込で舞台のみの使用）	１台	3,140	調律料は別
		地がすり（黒・グレー）	各１枚	1,030	人件費は別
		シャ幕（黒・白）	各１枚	1,030	人件費は別
		バレエシート（黒・グレー）	１本	200	人件費は別
	フラットホール	演台	１台	310	
		司会者台	１台	200	
		練習用指揮者台	１台	310	譜面台付
		金びょうぶ	１双	1,560	
		ピアノ（ヤマハＳ６Ｂ）	１台	3,130	調律料は別

		簡易ステージセット	１式	2,080	
	ホール共通	譜面台	１台	100	
		平台	１台	200	人件費は別
		国旗パネル	１枚	200	
		市旗パネル	１枚	200	
		ひもうせん（１間×２間）	１枚	100	
		ひもうせん（１間×８間）	１枚	200	
		落語セット	１台	1,560	見台、膝隠し及び小拍子付
		上敷（３尺×４間／１間×２間）	１枚	100	
		上敷（３尺×８間）	１枚	310	
		ピアノ椅子（チェロ用）	１脚	100	
		コントラバス用椅子	１脚	100	
照明設備	メインホール	アッパーホリゾントライト	１列	1,250	
		ロアーホリゾントライト	１列	1,250	
		ボーダーライト	１列	830	
		ピンスポットライト２ｋＷ	１台	2,080	
		Ａセット（講演会・研修会用）	１式	5,230	
		Ｂセット（式典・総会用）	１式	8,370	セット設備内容は、付表１のとおり
		Ｃセット（音響板用）	１式	10,470	
		シーリングライト1.5ｋＷ	１組	2,610	
		フロントサイドライト１ｋＷ	１組	830	

	フラットホール	アッパーホリゾントライト	１列	510	
		ロアーホリゾントライト	１列	510	
		Ａセット（講演会・研修会用）	１式	3,130	セット設備内容は、付表２のとおり
		Ｂセット（式典・総会用）	１式	5,230	
		ピンスポットライト１ｋＷ	１台	1,030	
		パーライト	１台	510	
	ホール共通	スポットライト１ｋＷ	１台	310	
		スポットライト0.5ｋＷ	１台	200	
		エフェクトスポットライト	１台	510	
		エリプソイダイルスポットライト	１台	830	
		ディスクマシン	１台	510	
		スパイラルマシン	１台	510	
		マルチストロボ	１台	510	
		波マシン	１台	510	
		ミラーボール	１台	1,030	
		星球セット	１式	1,030	
		持込み器材電気使用料１ｋＷ	１時間につき	100	
音響設備	メインホール	マイク　３点吊り	１式	3,130	
	ホール共通	スピーカー	１台	1,030	
		ステージスピーカー	１台	2,080	
		有線マイク	１本	1,030	

		ワイヤレスマイク	１本	1,560	
		拡声装置	１式	4,180	
		カセットデッキ	１台	1,030	
		ＣＤプレーヤー	１台	1,030	
		ＭＤプレーヤー	１台	1,030	
		ＤＶＤプレーヤー	１台	1,030	
		サブミキサー	１台	3,130	
		マルチケーブル	１本	510	
		ダイレクトボックス	１台	510	
		持込み器材電気使用料１ｋＷ	１時間につき	100	
映写設備	メインホール	１６ミリ映写機	１式	5,230	スクリーン付
		プロジェクター	１式	5,230	スクリーン付
		スクリーン	１式	1,560	
	フラットホール	プロジェクター	１式	3,130	スクリーン付
		スクリーン	１式	1,030	
	ホール共通	移動スクリーン（２ｍ×２ｍ）	１台	510	
その他の設備	シャワー室		１室	510	
ギャラリー	マイク・スピーカー付きポータブルデッキ		１台１日につき	310	
	ワゴンアンプ		１台	1,030	
	マイク		１本	310	
	スピーカー		１台	310	
	スポットライト		１台１日につき	50	

	展示ケースＡ	１台１日につき	1,030	
	展示ケースＢ	１台１日につき	1,030	
	展示ケースＣ	１台１日につき	1,030	
	展示用平台	１台１日につき	100	
リハーサル室	ピアノ（カワイＲＸ－Ｂ）	１台	3,130	調律料は別
	マイク・スピーカー付きポータブルデッキ	１台１日につき	310	
	マイク	１本	310	
	スピーカー	１台	310	
	ワゴンアンプ	１台	1,030	
	譜面台	１台１日につき	50	組立式
	譜面台	１台	100	
練習室	ピアノ（ヤマハＡ１Ｌ）	１台１日につき	310	調律料は別 練習室１に限る
	パワードミキサー	１台１日につき	310	
	マイク	１本１日につき	310	
	スピーカー	１台１日につき	310	
	ドラムセット（スティックは除く。）	１式１日につき	510	
	シンセサイザー	１台１日につき	310	
	ギターアンプ	１台１日につき	310	

	ベースアンプ	１台１日につき	310	
	譜面台	１台１日につき	50	組立式
	バンドセット	１式１日につき	1,560	セット内容は付表３のとおり
生涯学習施設	ビデオプロジェクター	１台１日につき	2,080	
	音響システム	１台１日につき	1,030	
	陶芸焼窯	１台１時間につき	510	

備考

１　１区分あたりの料金は、午前、午後及び夜間の使用区分ごとに１回として計算する。

２　メインホール、フラットホール、ギャラリー、リハーサル室等で人件費等を要する場合がある。

３　機器を持ち込み、施設の電気を使用するときは、当該機器の定格消費電力１キロワットにつき使用１時間までごとに100円を徴収する。

４　その他本表において使用料金を規定していないものに係る使用については、実費を徴収する。

５　スポットライト、展示ケースＡ・Ｂ・Ｃ、展示用平台の料金は４日分を上限とし、換算する。

６　施設附属設備は、当該施設の使用者が当該附属設備を使用しない場合、他の施設でも使用できるものとする。

＜付表１＞メインホール照明設備　セット内容

種別＼区分	器具名等	数量
Ａセット （講演会・研修会用）	シーリングスポットライト	１列
	フロントスポットライト	２組
	ボーダーライト	１列
	エリプソイダルスポットライト	２台

Ｂセット （式典・総会用）	シーリングスポットライト	１列
	フロントスポットライト	４組
	ボーダーライト	３列
	エリプソイダルスポットライト	２台
Ｃセット （音響板用）	天井反射板ライト	１式
	シーリングスポットライト	３列
	フロントスポットライト	６組
	エリプソイダルスポットライト	２台

＜付表２＞フラットホール照明設備　セット内容

種別＼区分	器具名等	数量
Ａセット （講演会・研修会用）	パーライトハロゲン	５台
	平凸レンズスポットライト	２台
	フレネルレンズスポットライト	８台
Ｂセット （式典・総会用）	パーライトハロゲン	10台
	平凸レンズスポットライト	２台
	フレネルレンズスポットライト	８台

＜付表３＞練習室バンドセット設備　セット内容

種別＼区分	器具名等	数量
バンドセット	パワードミキサー	１台
	マイク	４台
	スピーカー	２台
	ドラムセット	１台
	シンセサイザー	１台
	ギターアンプ	２台
	ベースアンプ	１台

２　開館時間

午前９時から午後10時まで（文化ホール・生涯学習施設ともに共通。ただし、生涯学習施設にあっては、毎週月曜日は午後５時まで開館・受付）

３　休館日

［文化ホール棟］

(1) 毎週水曜日（ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たる場合は開館する。）

(2) 12月29日から翌年の１月４日まで

［生涯学習棟］

12月29日から翌年の１月４日まで

堺市公告第２３１号

堺市立文化会館条例（昭和５９年条例第８号）第２３条第２項及び第２４条第１項第２号の規定に基づき、堺市立美原文化会館の利用料金、開館時間及び休館日を指定管理者が定めたので、同条例第２３条第３項（同条例第２４条第２項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり公告する。

令和７年３月２８日

堺市長　永　藤　英　機

１　利用料金

(1) 基本料金

（単位　円）

時間区分／種別	午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日	区分外
	午前９時から正午まで	午後１時から午後５時まで	午後６時から午後10時まで	午前９時から午後５時まで	午後１時から午後10時まで	午前９時から午後10時まで	正午～１時間、午後５時～１時間

ホール（541席）	平日	18,850	25,130	25,130	43,980	50,260	69,110	6,280
	平日（使用しようとする日の２ヶ月前の日以後における申込で舞台のみの使用）	5,650	7,530	7,530	13,180	15,060	20,710	1,880
	休日等	22,000	29,330	29,330	51,330	58,660	80,660	7,330
	休日等（使用しようとする日の２ヶ月前の日以後における申込で舞台のみの使用）	6,600	8,790	8,790	15,390	17,580	24,180	2,190
ホール（221席）小規模利用	平日	9,420	12,560	12,560	21,980	25,120	34,540	3,140
	休日等	12,560	16,750	16,750	29,310	33,500	46,060	4,180
楽屋１		510	620	620	1,130	1,240	1,750	160
楽屋２		410	510	510	920	1,020	1,430	130
楽屋３		510	620	620	1,130	1,240	1,750	160
楽屋４		510	620	620	1,130	1,240	1,750	160
楽屋５		510	620	620	1,130	1,240	1,750	160
楽屋６		510	620	620	1,130	1,240	1,750	160
工芸室		3,130	4,180	4,180	7,310	8,360	11,490	1,040
乾燥作業室		1,030	1,350	1,350	2,380	2,700	3,730	330
和室		2,080	2,610	2,610	4,690	5,220	7,300	650
和室（楽屋利用）		1,040	1,300	1,300	2,340	2,600	3,640	320
料理室		3,130	4,180	4,180	7,310	8,360	11,490	1,040

時間 種別	午前９時から午後10時まで１時間あたり	楽屋利用 １時間あたり	午前９時から 午後10時まで
リハーサル室	1,030	510	13,390
音楽室１	830	410	10,790
音楽室２	620	310	8,060
講座室１	520		6,760
講座室２	410		5,330
視聴覚室	830		10,790
研修室１	410		5,330
研修室２	410		5,330
研修室３	410		5,330
研修室４	410		5,330
研修室５	410		5,330
プレイルーム	事前予約要（無料）		
焼窯室	事前予約要（無料）・焼窯利用料金別途徴収		

備考

１　使用時間とは、会場の準備、リハーサル、観客等の入退場及び後始末に要する時間の合計をいう。

２　平日とは、土曜日、日曜日及び休日以外の日をいい、休日とは国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。

３　区分外の利用は、準備、片付けに要する時間を示し、人件費を要する場合がある。

４　原則として冷暖房費は上記基本料金に含むが、特別に電気・ガス・水道等を使用するときは、当該費用を徴収する場合がある。

５　ホール及びホール小規模利用時の客席数は、車イス席５席を含む。

(2) ホール等の使用時間の繰り上げに係る利用料金及びホール等の使用時間の超過に係る利用料金

（単位　円）

種別	利用料金

ホール	平日	6,280
	休日等	7,330
リハーサル室		1,030
音楽室１		830
音楽室２		620
楽屋１		160
楽屋２		130
楽屋３		160
楽屋４		160
楽屋５		160
楽屋６		160

備考　ホール以外の施設は、ホールと同時に使用しようとする場合に限り使用できるものとする。

(3) 利用料金の加算及び減算の条件並びに割合の設定

次の表に基づき利用料金を加算し、又は減算する。

条件	利用料金	備考
市外居住者（法人その他の団体又は事業所にあっては、その所在地が本市の区域外に存するもの）が使用するとき	基本料金にその５割を加算（10円未満切り捨て）	
利用者が入場料その他これに類するものを徴収するとき、又は物品の展示販売その他営利を目的とする行為を行うとき	基本料金にその５割を加算（10円未満切り捨て）	営利を目的とする個人・団体であるか否かを問わず、原則、直接的に左記条件に記載する行為を行う場合は、加算対象とする。 ただし、ホール以外の使用については、入場料その他これに類するものを徴収するときであっても、実費相当額の場合は加算対象外とする。

ホールを練習や準備、片付けのために使用するとき	基本料金の７割を徴収（10円未満切り捨て）	小規模利用及び使用しようとする日の２ヶ月前の日以後の申込による使用で、舞台のみ使用する場合を除く。
使用しようとする日の２ヶ月前の日以後の申込による使用で、ホールの舞台のみ使用するとき	(1) 基本料金の表に記載のとおり	練習に限る。
リハーサル室、音楽室、和室を楽屋等に使用するとき	当該使用区分、時間に係る基本料金の５割を徴収（10円未満切り捨て）	ホールとの同時使用に限る。

備考　１使用区分ごと又は１時間ごとに予約した場合と２使用区分若しくは３使用区分を通し、又は複数時間を連続予約した場合に同額とならない場合があるため、「昼間」「昼夜間」「全日」の使用区分又は連続予約の複数時間分に対し、加算減算を行う場合は、総額に対し対象となる割合を乗じる。

(4) 附属設備使用料金

（単位　円）

種別	区分	器具名等	数量	使用料金	備考
ホール	舞台設備	音響反射板	１式	5,230	人件費は別
		演台	１台	510	
		司会者台	１台	310	
		花台	１台	100	
		花瓶	１つぼ	100	
		指揮者台（指揮者用譜面台付）	１式	510	
		所作台（化粧框を含む。）	１式	5,230	人件費は別
		金びょうぶ	１双	2,080	
		銀びょうぶ	１双	2,080	
		ピアノ（スタインウェイＤ－274）	１台	10,470	調律料は別

	地がすり（黒・グレー）	各１枚	1,030	人件費は別
	紗幕（黒・白）	各１枚	1,030	人件費は別
	バレエシート（黒・グレー）	１本	200	人件費は別
	譜面台	１台	100	
	平台	１枚	200	人件費は別
	国旗パネル	１枚	200	
	市旗パネル	１枚	200	
	ひもうせん　１間×２間	１枚	100	
	ひもうせん　１間×８間	１枚	200	
	落語セット（見台、膝隠し、小拍子付）	１台	1,560	
	高座用座布団	１枚	200	
	長座布団	１枚	200	
	上敷　３尺×４間　１間×２間	１枚	100	
	上敷　３尺×８間	１枚	310	
	ピアノイス（チェロ用）	１脚	100	
	コントラバス用イス	１脚	100	
	プログラムスタンド	１台	100	
照明設備	アッパーホリゾントライト	１列	1,560	
	ロアーホリゾントライト	１列	1,560	
	ボーダーライト	１列	830	
	ピンスポットライト２ｋＷ	１台	2,080	
	Ａセット（講演会・研修会用）	１式	5,230	セット設備内容は、付表のとおりです。
	Ｂセット（式典・総会用）	１式	10,470	
	Ｃセット（音響板用）	１式	12,560	

		シーリングライト1.5ｋＷ		１組	3,130
		フロントサイドライト１ｋＷ		１組	830
		スポットライト	１ｋＷ	１台	510
			0.5ｋＷ	１台	310
		エフェクトスポットライト		１台	510
		エリプソイダルスポットライト		１台	830
		ディスクマシン		１台	510
		スパイラルマシン		１台	510
		マルチストロボ		１台	510
		波マシン		１台	510
		ミラーボール		１球	1,030
		星球セット		１式	1,030
		譜面灯		１灯	100
		持ち込み器材電気使用料１ｋＷ		１時間につき	100
	音響設備	マイク　３点吊り		１式	3,130
		スピーカー	モニター	１台	1,030
		ステージスピーカー		１台	2,080
		マイク	有線マイク	１本	1,030
			ワイヤレスマイク	１本	1,560
		拡声装置		１式	4,180
		カセットデッキ		１台	1,030
		ＣＤプレーヤー		１台	1,030
		ＭＤプレーヤー		１台	1,030
		ＤＶＤプレーヤー		１台	1,030

		サブミキサー	１台	3,130	
		マルチケーブル	１本	510	
		ダイレクトボックス	１台	510	
		持ち込み器材電気使用料１ｋＷ	１時間につき	100	
	映写設備	プロジェクター	１式	5,230	スクリーン付
		スクリーン	１式	1,560	
		移動スクリーン	１台	510	
その他の設備		シャワー室	１室	310	
工芸室 料理室		音響ワゴン	１台	830	
		マイク	１本	310	
		電動工具	１式	830	
陶芸用電気炉			１時間につき	310	焼窯室
和室		炉釜	１個	510	
		風炉釜	１個	510	
		腰黒水次	１個	310	
		置つくばい	１個	310	
		棚	１個	310	
		水指	１個	200	
		もうせん	１枚	200	
		びょうぶ	１双	510	
		色絵茶碗	１口	50	
		茶碗　（萩・黒楽）	１口	50	
		囲碁セット	１式	100	
		将棋セット	１式	100	

リハーサル室		ピアノ（ヤマハＳ６Ｂ）	１台１時間につき	1,030	
		マイク	１本１時間につき	100	
		スピーカー	１台１時間につき	100	
		音響ワゴン	１台１時間につき	310	
		テレビ・ＤＶＤ／ＶＨＳ	１式１時間につき	100	
		譜面台	１台１時間につき	50	
音楽室	１	ピアノ（カワイＧＭ－12Ｇ）	１台１時間につき	310	
		テレビ・ＤＶＤ／ＶＨＳ	１式１時間につき	100	
		音響ワゴン（スピーカー２台付）	１台１時間につき	510	
	２	ドラムセット	１式１時間につき	310	
		シンセサイザー	１台１時間につき	100	
		パワードミキサー	１台１時間につき	100	
		ギターアンプ	１台１時間につき	100	
		ベースアンプ	１台１時間につき	100	
	両室共通	マイク	１本１時間につき	100	
		スピーカー	１台１時間につき	100	

	譜面台	１台１時間につき	50	
講座室	音響ワゴン	１台１時間につき	180	
	マイク	１本１時間につき	50	
	電動工具	１式１時間につき	180	
視聴覚室 研修室	音響ワゴン	１台１時間につき	510	
	マイク	１本１時間につき	100	
	プロジェクター	１式１時間につき	510	スクリーン付

備考

1　本表の使用料金は、午前、午後及び夜間の使用区分ごとの料金とする（１時間ごとに料金が設定されているものを除く。）。

2　舞台、照明、音響等について、技術等を要する設備の設置等を行うときは、別に実費を徴収する。

3　本表において使用料金を規定していないものに係る使用については、実費を徴収する。

4　附属設備は、当該施設の使用者が当該附属設備を使用しない場合は、他の施設の使用者でも使用できるものとする。

＜付表＞ホール照明設備　セット内容

種別＼区分	器具名等	数量
Ａセット	ボーダーライト	２列
	フロントスポットライト	２組
	シーリングスポットライト	１組
	フォロースポットライト	２台
Ｂセット	ボーダーライト	４列
	フロントスポットライト	４組

	シーリングスポットライト	２組
	フォロースポットライト	２台
Ｃセット	フロントスポットライト	４組
	シーリングスポットライト	３組
	フォロースポットライト	２台

２　開館時間

午前９時から午後10時まで

３　休館日

(1) 毎月第２・第４月曜日（ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たる場合は開館する。）

(2) 12月29日から翌年の１月４日まで

堺市公告第２３２号

堺市立歴史文化にぎわいプラザ条例（平成２５年条例第４４号）第２６条第２項及び第２７条第１項第２号の規定に基づき、堺市立歴史文化にぎわいプラザの利用料金、開館時間及び休館日を指定管理者が定めたので、同条例第２６条第３項（同条例第２７条第２項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり公告する。

令和７年３月２８日

堺市長　永　藤　英　機

１　利用料金

(1) 常設展観覧料

	個人		団体
	１回	１年	１回
一般	300円	1,000円	240円

高校生	200円	800円	160円

※１　中学生以下は、無料

※２　この表において「団体」とは、10人以上での利用の場合をいう。

(2) 回数券による観覧（常設展）

	個人
一般	2,880円
高校生	1,920円

※　回数券は、１枚につき１人１回常設展示室を観覧することのできる利用券12枚をつづったものとし、発行日より１年間を有効期間とする。

(3) 共用（個人）使用料

【立礼呈茶料（茶の湯等体験室）】

	個人	団体
一般	800円	640円
高校生	700円	560円
中学生以下	600円	480円

※　この表において「団体」とは、10人以上での利用の場合をいう。

【茶室お点前体験料（茶の湯等体験室）】

10人以上の団体での予約制

	一般団体 （１人当たり）
一般	1,000円
高校生	900円
中学生以下	800円

【個人向けお点前体験料（茶の湯等体験室）】

一般	1,000円
高校生	900円
中学生以下	800円

【お点前体験学習（茶の湯等体験室）】

	学校団体 （１人当たり）

学校園の生徒 （小学生・中学生）	300円

【さかい待庵使用料（復元茶室）】

	個人
一般	300円
高校生	300円
中学生以下	300円

【さかい待庵特別観覧セット（常設展観覧、立礼呈茶、待庵）】

	個人	団体
一般	1,300円	1,040円
高校生	1,100円	880円
中学生以下	800円	640円

※　この表において「団体」とは、10人以上での利用の場合をいう。

【常設展観覧・ＶＲゴーグルセット】

	個人	団体
一般	1,400円	1,120円
高校生	1,300円	1,040円
中学生 （13歳以上）	1,200円	960円

※　この表において「団体」とは、10人以上での利用の場合をいう。

(4) 駐車場料金

【普通車】

１時間毎に200円（１日最大1,400円）

【大型車等】

１日　1,000円

※　大型車等とは、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第２条の表に規定する大型自動車、中型自動車又は準中型自動車をいう。

(5) 専用（団体）使用料

【講座室】

タイプ		午前の部	午後の部	全日の部
		午前９時から午前12時まで	午後１時から午後６時まで	午前９時から午後６時まで
全室の利用（90㎡、定員60人）		3,240円	6,480円	8,640円
半室の利用（45㎡、定員30人）		1,620円	3,240円	4,320円
附属設備使用料	映像設備	120インチスクリーン、ビデオプロジェクター、ＤＶＤブルーレイ、テレビ		540円
	音響設備	有線マイク２本、有線グースネックマイク１本、ワイヤレスマイク１本、ワイヤレスタイピンマイク２本、マイクスタンド２本		540円

※　使用者が入場料その他これに類するものを徴収するとき、又は物品の展示販売その他営利を目的とする行為を行うときは、それぞれの区分の料金に５割を加算する。

【企画展示室】

タイプ	午前の部	午後の部	全日の部
	午前９時から午前12時まで	午後１時から午後６時まで	午前９時から午後６時まで
全室利用（172.5㎡）	6,480円	12,960円	17,280円
半室利用（86.25㎡）	3,240円	6,480円	8,640円

※　使用者が入場料その他これに類するものを徴収するとき、又は物品の展示販売その他営利を目的とする行為を行うときは、それぞれの区分の料金に５割を加算する。

【茶室広間】

タイプ	午前の部	午後の部	全日の部
	午前９時から午前12時まで	午後１時から午後６時まで	午前９時から午後６時まで
８畳３間	7,290円	14,580円	19,680円

※　使用者が入場料その他これに類するものを徴収するとき、又は物品の展示販売

その他営利を目的とする行為を行うときは、それぞれの区分の料金に５割を加算する。

(6) 附属設備利用料金（ＶＲゴーグル）

	個人	団体
一般	1,200円	960円
高校生	1,200円	960円
中学生以下（13歳以上）	1,200円	960円

※　この表において「団体」とは、10人以上での利用の場合をいう。

２　開館時間

(1) 千利休茶の湯館、与謝野晶子記念館及び観光案内展示室

午前９時から午後６時まで

(2) 立礼呈茶及び茶の湯お点前体験

午前10時から午後５時まで

(3) 駐車場

24時間

３　休館日

(1) 千利休茶の湯館、与謝野晶子記念館及び立礼呈茶

第３火曜日（ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たる場合は開館し、直後の平日に休館する。）及び12月29日から翌年の１月３日までの日

(2) 観光案内展示室

12月29日から翌年の１月３日までの日

(3) 駐車場

年中無休

堺市公告第２３３号

堺市立町家歴史館条例（平成２１年条例第２４号）第２７条第２項の規定に基づき、堺市立町家歴史館の利用料金を指定管理者が定めたので、同条例第２７条第３項の規定によ

り、次のとおり公告する。

令和７年３月２８日

堺市長　永　藤　英　機

１　利用料金

別紙のとおり

２　適用日

令和７年４月１日

別紙

１　入館料

（単位　円）

区分		入館料	
		個人	20人以上の団体
中学生以下の方、堺市の区域内に住所を有する65歳以上の方並びに障がいのある方及びその介助の方		無料	無料
上記以外の方	町家歴史館山口家住宅	200	160
	町家歴史館清学院	100	80
	町家歴史館井上関右衛門家住宅	500	400
	町家歴史館山口家住宅及び町家歴史館清学院	250	200
	町家歴史館山口家住宅及び町家歴史館井上関右衛門家住宅	600	480
	町家歴史館清学院及び町家歴史館井上関右衛門家住宅	550	440
	町家歴史館山口家住宅、町家歴史館清学院及び町家歴史館井上関右衛門家住宅	700	560

２　貸室使用料

区分	単位（時間）	使用料（円）
山口家住宅　主屋	1	15,940

備考

１　使用者が入場料その他これに類するものを徴収するとき、又は物品の展示販売その他営利を目的とする行為を行うときは、この表に定める使用料の５割を当該使用料に加算する。

２　許可を得て、貸室利用時間（午後６時から午後９時まで）を超過し、又は繰り上げて使用するときは、当該超過し、又は繰り上げて使用した時間１時間（１時間未満の時間は、１時間とみなす。）につき、この表に定める使用料（前項の規定を適用する場合にあっては、同項の規定により算定した加算額を当該使用料に加算した額とする。）を徴収する。

（単位　円）

区分	使用料		
	午前	午後	全日
	10時から12時まで	１時から５時まで	午前10時から午後５時まで
山口家住宅　西土蔵	1,030	2,060	3,090
山口家住宅　北土蔵	1,400	2,790	4,190

備考

１　使用者が入場料その他これに類するものを徴収するとき、又は物品の展示販売その他営利を目的とする行為を行うときは、この表に定める使用料の５割を当該使用料に加算する。

２　冷暖房装置を使用するときは、この表に定める使用料の２割を当該使用料に加算する。

３　許可を得て、当該区分に係る使用時間を超過し、又は繰り上げて使用するときは、当該超過し、又は繰り上げて使用した時間１時間（１時間未満の時間は、１時間とみなす。）につき、この表に定める使用料（前２項の規定を適用する場合にあっては、これらの規定により算定した加算額を当該使用料に加算した額とする。）の１時間相当額（10円未満の端数が生じるときは、これを切り上げる。）を徴収する。

３　貸室利用に係る附属設備使用料

区分／種別	品名	数量	使用料（円／時間）
山口家住宅　主屋	マイクセット	１式	400
	モニター及びブルーレイディスクプレイヤー	１式	200
	プロジェクターセット	１式	700
	高座用座布団	１枚	50
山口家住宅　西土蔵及び北土蔵	モニター及びブルーレイディスクプレイヤー	１式	200

備考　この表において使用料を規定していないものに係る使用については、市との協議により定める。

堺市公告第２３４号

堺市循環型社会形成推進条例（平成１５年条例第３２号）第２９条第１項及び第３０条の規定に基づき、事業計画書及び説明会等計画書の提出があったので、同条例第３１条の規定により公告するとともに、当該事業計画書等を次の期間一般の縦覧に供する。

令和７年３月２８日

堺市長　永　藤　英　機

１　提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
ＤＩＮＳ関西株式会社
代表取締役　下地　正勝
大阪府堺市西区築港新町一丁５番38

２　廃棄物処理施設の設置の場所
大阪府堺市西区築港新町一丁５番38及び三丁44番20

３　廃棄物処理施設の種類
選別施設

４　廃棄物処理施設において処理する廃棄物の種類
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、がれき類
※石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く（以上８種類）

５　廃棄物処理施設の処理能力
100ｔ／日（８時間）

６　事業計画書等の縦覧の場所、期間及び時間
(1) 場所
堺市堺区南瓦町３番１号　堺市役所高層館４階
環境局環境保全部環境対策課

(2) 期間

令和７年３月28日（金）から同年４月26日（土）まで

ただし、堺市の休日に関する条例（平成２年条例第20号）第２条第１項に規定する休日を除く。

(3) 時間

午前９時から正午まで及び午後０時45分から午後５時30分まで

堺市公告第２３５号

堺市立共同浴場条例（昭和４６年条例第４７号）第１２条第２項の規定に基づき、堺市立共同浴場の利用料金を指定管理者が定めたので、同条第３項の規定により、次のとおり公告する。

令和７年３月２８日

堺市長　永　藤　英　機

令和７年４月１日から令和７年９月30日まで

(1) 大人（12歳以上の者）　250円

(2) 小人（12歳未満の者）　60円

令和７年10月１日から令和10年３月31日まで

(1) 大人（12歳以上の者）　300円

(2) 小人（12歳未満の者）　100円

堺市公告第２３６号

堺市立こどもリハビリテーションセンター条例（平成５年条例第２７号）第１６条第２項の規定に基づき、堺市立北こどもリハビリテーションセンターの利用料金を指定管理者が定めたので、同条第３項の規定により、次のとおり公告する。

令和７年３月２８日

堺市長　永　藤　英　機

１　もず園の使用料

・児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第21条の５の３第１項に規定する指定通所支援を受けたものについては、同条第２項に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額

・法第24条の26第２項に規定する指定障害児相談支援を受けたものについては、同項に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額

・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第２項に規定する指定計画相談支援を受けたものについては、同項に規定する主務大臣が定める基準により算定した費用の額

２　もず園の給食費

所得階層		日額
生活保護世帯等		70円
低所得者	市民税非課税世帯	70円
一般世帯	市民税所得割28万円未満	110円
	市民税所得割28万円以上	230円

３　もず診療所の診療料金

・診療料金については、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）により算定した額

・法第21条の５の29第１項に規定する肢体不自由児通所医療を受けた児童については、同条第２項の定めるところにより算定した額

堺市公告第２３７号

堺市立こどもリハビリテーションセンター条例（平成５年条例第２７号）第１６条第２項の規定に基づき、堺市立南こどもリハビリテーションセンターの利用料金を指定管理者が定めたので、同条第３項の規定により、次のとおり公告する。

令和７年３月２８日

堺市長　永　藤　英　機

１　つぼみ園の使用料

・児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第21条の５の３第１項に規定する指定通所支援を受けたものについては、同条第２項に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額

・法第24条の26第２項に規定する指定障害児相談支援を受けたものについては、同項に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額

・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第２項に規定する指定計画相談支援を受けたものについては、同項に規定する主務大臣が定める基準により算定した費用の額

２　つぼみ園の給食費

所得階層		日額
生活保護世帯等		70 円
低所得者	市民税非課税世帯	70 円
一般世帯	市民税所得割 28 万円未満	110 円
	市民税所得割 28 万円以上	230 円

３　つぼみ診療所の診療料金

・診療料金については、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）により算定した額

・法第21条の５の29第１項に規定する肢体不自由児通所医療を受けた児童については、同条第２項の定めるところにより算定した額

堺市公告第２３８号

大規模小売店舗立地法（平成１０年法律第９１号）第６条第１項の規定に基づき、次のとおり変更の届出があったので、同条第３項において準用する同法第５条第３項の規定により公告するとともに、届出書類については、公告の日から４か月間、堺市産業振興局産

業戦略部地域産業課及び北区役所企画総務課市政情報コーナーにおいて縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第８条第２項の規定に基づき、意見を有する者は、この公告の日から４か月以内に堺市産業振興局産業戦略部地域産業課に意見書を提出することができる。なお、提出された意見書については、その概要を公告するとともに、縦覧に供する。

令和７年３月２８日

堺市長　永　藤　英　機

１　大規模小売店舗の名称及び所在地
ドン・キホーテ新金岡店
堺市北区新金岡町五丁１番６号

２　届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス
代表取締役　吉田　直樹
東京都渋谷区道玄坂二丁目25番12号

３　変更事項
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）名　称　株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス
代表者　代表取締役　吉田　直樹
所在地　東京都目黒区青葉台二丁目19番10号

（変更後）名　称　株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス
代表者　代表取締役　吉田　直樹
所在地　東京都渋谷区道玄坂二丁目25番12号

４　変更年月日
令和６年９月27日

５　届出年月日

令和７年２月27日

堺市公告第２３９号

堺市立農業公園条例（平成１２年条例第２１号）第２３条第２項の規定に基づき、堺市立農業公園「加工体験施設」グルメ体験教室の利用料金を指定管理者が定めたので、同条第３項の規定により、次のとおり公告する。

令和７年３月２８日

堺市長　永　藤　英　機

堺市立農業公園「加工体験施設」グルメ体験教室令和７年度第１四半期の利用料金

メニュー	料金	期間
1　にゃんこピザ作り	1,500円	４月～６月
2　うさぎのソーセージロール作り	1,400円	４月 ５月（３日～６日は除く。）
3　簡単に作れるパン＆バター作り	1,400円	４月～６月
5　ハーベストメロンパン作り（いちごVer.）	1,500円	４月 ５月（３日～６日は除く。）
6　ハーベストメロンパン作り	1,400円	５月３日～同月６日 ６月
7　ミルクアイス作り	1,000円	５月３日～同月６日
8　ソーセージロール作り	1,400円	６月
9　桃アイス作り	1,000円	６月

堺市公告第２４０号

堺市建築基準法施行条例（平成１２年条例第３３号）第６条第１項の規定に基づき、私

道の廃止を承認したので、同条第２項の規定により、次のとおり公告する。

令和７年３月２８日

堺市長　永　藤　英　機

区分	廃止年月日	承認番号	地名	地番	幅員（M）	延長（M）
全部廃止	令和７年３月11日	堺建安第ＺＦ－３号	北区長曽根町	1912番１、1913番３及び1913番５の各一部	4.00	9.47

堺市公告第２４１号

堺市自転車等の放置防止に関する条例（昭和６２年条例第９号）第１７条の９第１項第２号の規定に基づき、堺市立自転車等駐車場の開場時間を指定管理者が定めたので、同条第２項において準用する同条例第１７条の８第３項の規定により、次のとおり公告する。

令和７年３月２８日

堺市長　永　藤　英　機

１　施設名称　堺東駅前西第４自転車等駐車場

２　開場時間　全日

堺市公告第２４２号

都市公園の区域を変更するので、堺市公園条例（昭和３５年条例第１８号）第３条の規定により次のとおり公告する。

令和７年３月２８日

堺市長　永　藤　英　機

１　公園の名称及び位置

番号	名　　称	位　　置
１	多治井南ちびっこ公園	堺市美原区多治井878番５の一部

２　区域

別紙のとおり

詳細については、堺市建設局公園緑地部公園監理課において公告の日から７日間一般の縦覧に供する。

３　供用開始の日

令和７年３月28日

別　紙

位置図	多治井南ちびっこ公園

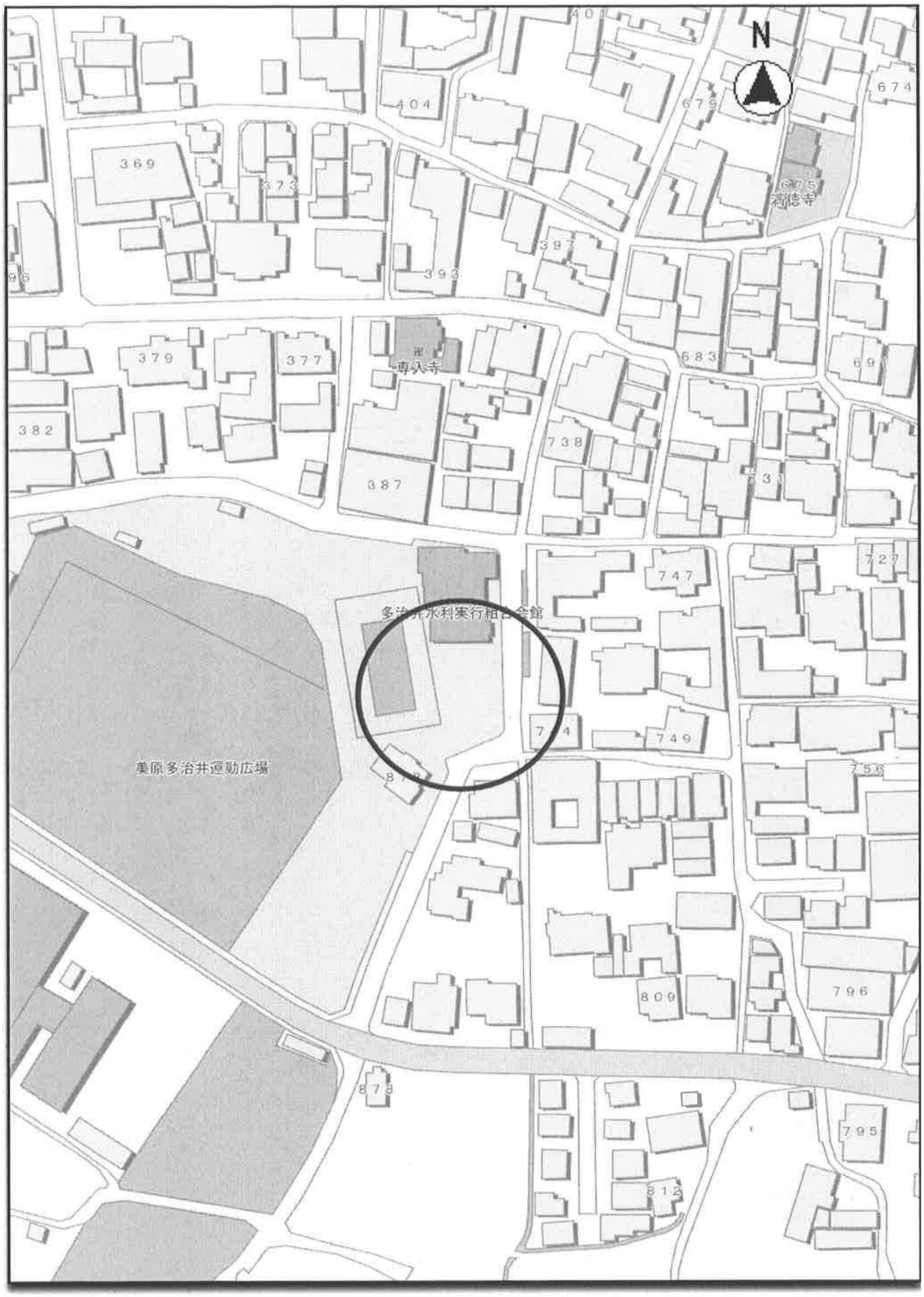

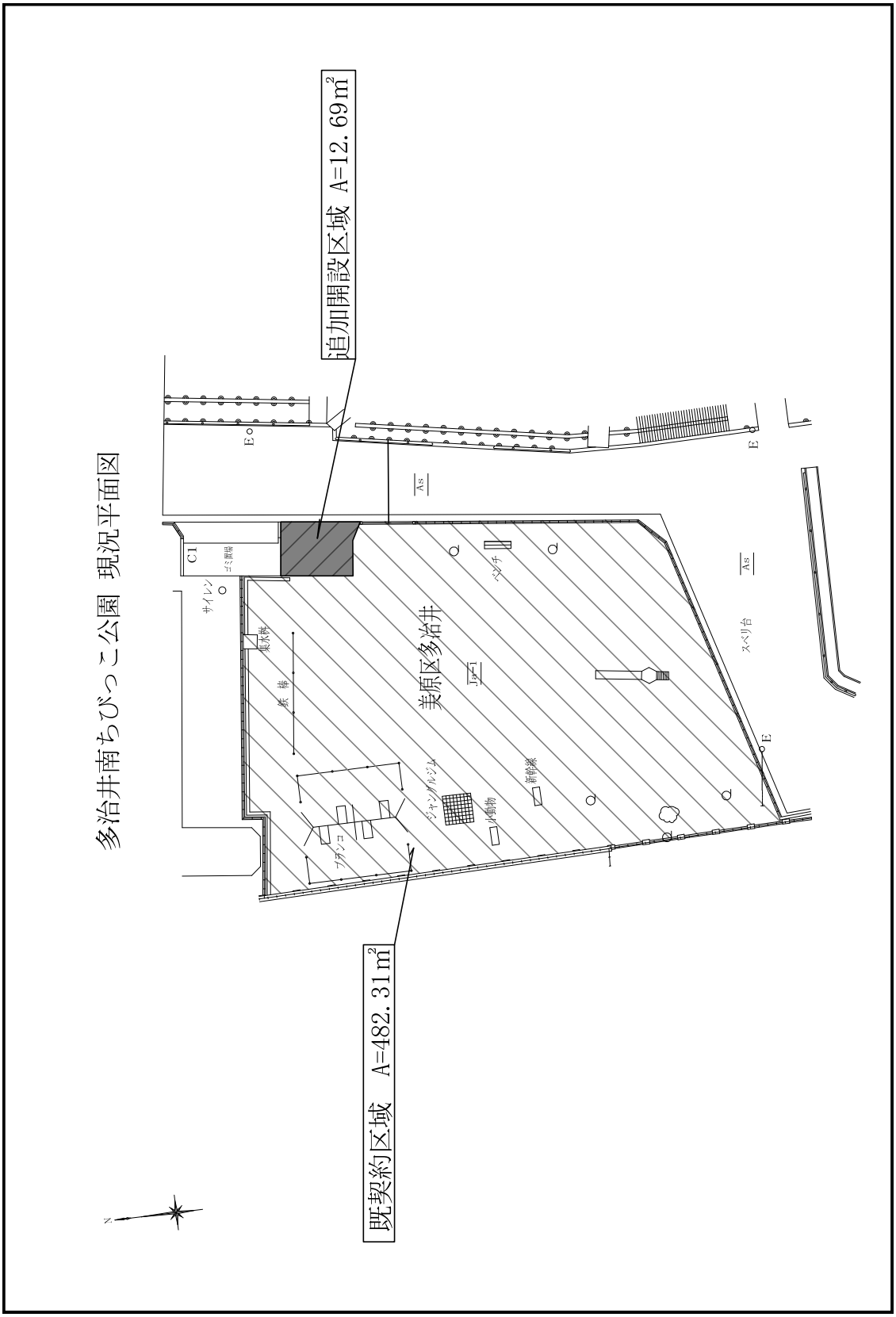
多治井南ちびっこ公園 現況平面図
追加開設区域 A=12.69㎡
既契約区域 A=482.31㎡
美原区多治井
C1
ゴミ置場
サイレン
鉄棒
ブランコ
ジャングルジム
小動物
滑り棒
ベンチ
スベリ台
As
E
N

堺市公告第２４３号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第３７２号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成１８年規則第１８号）第１２条の規定により、次のとおり公告する。

令和７年３月２８日

堺市長　永　藤　英　機

１　落札に係る特定役務の名称及び数量
堺市立みはら大地幼稚園通園バス運行管理業務　１式

２　契約に関する事務を担当する局部課等の名称及び所在地
教育委員会事務局学校管理部学務課
堺市堺区南瓦町３番１号

３　落札者を決定した日
令和７年２月26日

４　落札者の氏名及び住所
平成コミュニティバス株式会社
代表取締役　山本　良次
埼玉県志木市本町５丁目22－26

５　落札金額
￥43,560,000－（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。）

６　契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

７　一般競争入札の公告を行った日
令和７年１月10日

堺市公告第２４４号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第３７２号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成１８年規則第１８号）第１２条の規定により、次のとおり公告する。

令和７年３月２８日

堺市長　永　藤　英　機

１　随意契約に係る特定役務の名称及び数量
堺市立支援学校通学児童生徒送迎業務（Ｍ－②）　１式

２　契約に関する事務を担当する局部課等の名称及び所在地
教育委員会事務局学校管理部学務課
堺市堺区南瓦町３番１号

３　随意契約の相手方を決定した日
令和７年２月25日

４　随意契約の相手方の氏名及び住所
平成コミュニティバス株式会社
代表取締役　山本　良次
埼玉県志木市本町５丁目22－26

５　随意契約に係る契約金額
￥107,635,000－（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。）

６　契約の相手方を決定した手続
随意契約

７　随意契約による理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第１項第１号
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の２第１項第５号

消防局告示

堺市消防局告示第１号

堺市火災予防条例（平成２０年条例第２５号）第２３条の規定に基づき、建築物等の避雷設備（避雷針）の指定について（平成２０年消防局告示第６号）の一部を次のように改正する。

令和７年３月２８日

堺市消防長　西　尾　　学

本則中

「

JIS	A４２０１―２００３	建築物等の雷保護

」

を

「

JIS	Z９２９０―３－２０１９	雷保護

」

に改める。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この告示の施行の日から起算して１年を経過するまでにその工事に着手する建築物の避雷設備及びこの告示の施行の際現に存する建築物の避雷設備については、この告示による改正後の建築物等の避雷設備（避雷針）の指定についての規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

上下水道局管理規程

堺市指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程を公布する。

令和７年３月２８日

堺市上下水道事業管理者　森　　功　一

堺市上下水道局管理規程第５号

堺市指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程

堺市指定給水装置工事事業者規程（平成１０年水道局管理規程第６号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項中「管理者」を「上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）」に改める。

第７条の見出し中「公告」を「公表」に改め、同条中「公告する」を「公表する」に改める。

第８条及び第９条第１項中「申請書」を「申込書」に改める。

附　則

この規程は、令和７年４月１日から施行する。

上下水道局告示

堺市上下水道局告示第２号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３１条の２の３第１項の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第２項の規定により告示する。

令和７年３月２８日

堺市上下水道事業管理者　森　　功　一

加入金等の徴収に係る指定納付受託者（指定日　令和７年３月28日）

指定納付受託者の名称	事務所の所在地

株式会社エフレジ	大阪府大阪市北区大深町４番20号　グランフロント大阪タワーＡ
株式会社電算システム	岐阜県岐阜市日置江１丁目58番地

上下水道局公告

堺市上下水道局公告第６２号

堺市水道事業給水条例（昭和３３年条例第１３号）第１３条第１項の規定に基づき指定給水装置工事事業者を指定したので、堺市指定給水装置工事事業者規程（平成１０年水道局管理規程第６号）第７条第１号の規定により、次のとおり公告する。

令和７年３月２８日

堺市上下水道事業管理者　森　　功　一

指　定　番　号　　第1585号
指 定 年 月 日　　令和７年３月10日
指定期間の末日　　令和12年３月９日
事業者の名称　　株式会社永和建設
事業者の住所　　松原市天美我堂７丁目558番地の１
代表者の職氏名　　代表取締役　吉田　真由美
事業所の名称　　株式会社永和建設
事業所の所在地　　松原市天美我堂７丁目558番地の１

指　定　番　号　　第1586号
指 定 年 月 日　　令和７年３月10日
指定期間の末日　　令和12年３月９日
事業者の名称　　株式会社創喜設備工業
事業者の住所　　岸和田市中井町１丁目16番17号
代表者の職氏名　　代表取締役　五十川　耕介
事業所の名称　　株式会社創喜設備工業

事業所の所在地　　岸和田市中井町１丁目16番17号

指　定　番　号　　第1587号
指 定 年 月 日　　令和７年３月10日
指定期間の末日　　令和12年３月９日
事業者の名称　　中尾　正浩
事業者の住所　　堺市中区福田453番地
事業所の名称　　M's work
事業所の所在地　　堺市中区福田453番地

指　定　番　号　　第1588号
指 定 年 月 日　　令和７年３月10日
指定期間の末日　　令和12年３月９日
事業者の名称　　山本　高大
事業者の住所　　堺市西区浜寺船尾町西３丁70番地　ロータス浜寺301号
事業所の名称　　ＴＡＫＡＴＡ　ＵＢ　ＷＯＲＫＳ
事業所の所在地　　堺市堺区宿院町西３－３－１　ハートイン宿院１Ｆ

指　定　番　号　　第1589号
指 定 年 月 日　　令和７年３月10日
指定期間の末日　　令和12年３月９日
事業者の名称　　株式会社晴空管工
事業者の住所　　富田林市若松町２丁目６番８号
代表者の職氏名　　代表取締役　日野　貴晴
事業所の名称　　株式会社晴空管工
事業所の所在地　　富田林市若松町２丁目６番８号

指　定　番　号　　第1590号
指 定 年 月 日　　令和７年３月10日
指定期間の末日　　令和12年３月９日
事業者の名称　　株式会社セイワ建装
事業者の住所　　堺市北区百舌鳥本町２丁505番地
代表者の職氏名　　代表取締役　與那城　宏光
事業所の名称　　株式会社セイワ建装
事業所の所在地　　堺市北区百舌鳥本町２丁505番地

堺市上下水道局公告第６３号

堺市下水道条例（昭和３７年条例第６号）第５条の３第１項の規定に基づき市指定排水設備工事業者を指定したので、同条第２項の規定により、次のとおり公告する。

令和７年３月２８日

堺市上下水道事業管理者　森　　功　一

指　定　番　号　　第1811号
指 定 年 月 日　　令和７年３月10日
指定期間の末日　　令和11年11月30日
事業者の名称　　渡邊　敏文
事業者の住所　　堺市堺区神南辺町２丁97番地７
営業所の名称　　渡邊工業
営業所の所在地　　堺市堺区神南辺町２丁97番地７

指　定　番　号　　第1812号
指 定 年 月 日　　令和７年３月10日
指定期間の末日　　令和11年11月30日
事業者の名称　　株式会社創喜設備工業
事業者の住所　　岸和田市中井町１丁目16番17号
代表者の職氏名　　代表取締役　五十川　耕介
営業所の名称　　株式会社創喜設備工業
営業所の所在地　　岸和田市中井町１丁目16番17号

指　定　番　号　　第1813号
指 定 年 月 日　　令和７年３月10日
指定期間の末日　　令和11年11月30日
事業者の名称　　中尾　正浩
事業者の住所　　堺市中区福田453番地
営業所の名称　　M’s work
営業所の所在地　　堺市中区福田453番地

指　定　番　号　　第1814号
指 定 年 月 日　　令和７年３月10日
指定期間の末日　　令和11年11月30日
事業者の名称　　山本　高大
事業者の住所　　堺市西区浜寺船尾町西３丁70番地　ロータス浜寺301号
営業所の名称　　ＴＡＫＡＴＡ　ＵＢ　ＷＯＲＫＳ
営業所の所在地　　堺市堺区宿院町西３－３－１　ハートイン宿院１Ｆ

選挙管理委員会公表

堺市選挙管理委員会公表第１号

公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第１９２条第１項の規定により、令和６年１０月２７日執行の堺市議会議員東区選挙区補欠選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を次のとおり公表する。

令和７年３月２８日

堺市選挙管理委員会
委員長　大　毛　十一郎

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨
１　選挙の種類　令和６年10月27日執行　堺市議会議員東区選挙区補欠選挙
２　公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）　5,835,500円
３　報告書の要旨　別紙のとおり

別紙

候補者氏名	河合　一紗	所属党派	無所属	期間 令和 6 年 10 月 3 日 から 令和 6 年 11 月 5 日 まで 第 1 回分
出納責任者	池田　由起			

収入		支出	円
主たる寄附		人件費	245,000
（氏名・団体名）（職　業）	（金　額）円	家屋費　選挙事務所費	162,800
池田かずさと歩む会	1,600,000	集合会場費	65,000
ふちがみ猛志を育てる会	110,000	通信費	
		交通費	34,639
		印刷費	652,360
		広告費	328,720
		文具費	2,700
		食糧費	365,825
		休泊費	19,170
		雑費	219,060
その他の寄附　件			
その他の収入	500,000		
今回計	2,210,000	今回計	2,095,274
前回計		前回計	
総　計	2,210,000	総　計	2,095,274

支出のうち公費負担相当額	項　目	金額
	ビラの作成	61,840円
	ポスターの作成	413,000円
	計	474,840円

報告書受理年月日	令和6年11月7日	第 1 回報告分

候補者氏名	河合　一紗	所属党派	無所属	期間 令和 6 年 10 月 3 日 から 令和 6 年 11 月 22 日 まで 第 2 回分
出納責任者	池田　由起			

収入		支出	円
主たる寄附		人件費	
（氏名・団体名）（職　業）	（金　額）円	家屋費　選挙事務所費	
池田かずさと歩む会	160,000	集合会場費	
		通信費	43,724
		交通費	
		印刷費	
		広告費	
		文具費	
		食糧費	
		休泊費	
		雑費	110,627
その他の寄附　件			
その他の収入			
今回計	160,000	今回計	154,351
前回計	2,210,000	前回計	2,095,274
総　計	2,370,000	総　計	2,249,625

支出のうち公費負担相当額	項　目	金額
	ビラの作成	61,840円
	ポスターの作成	413,000円
	計	474,840円

報告書受理年月日	令和6年11月22日	第 2 回報告分

候補者氏名	松木　僚	所属党派	日本維新の会	期間 令和 6 年 9 月 15 日 から 令和 6 年 10 月 31 日 まで 第 1 回分
出納責任者	松木　僚			

収入		支出		円
主たる寄附		人件費		
（氏名・団体名）	（職　業） （金　額） 円	家屋費	選挙事務所費	39,746
日本維新の会　大阪総支部	500,000		集合会場費	
松木りょう後援会	71,492	通信費		
		交通費		33,396
		印刷費		651,890
		広告費		640,593
		文具費		2,458
		食糧費		119,496
		休泊費		
		雑費		8,783
その他の寄附　　件				
その他の収入	1,000,000			
今回計	1,571,492	今回計		1,496,362
前回計		前回計		
総　計	1,571,492	総　計		1,496,362

支出のうち公費負担相当額	項　　目	金額
	ビラの作成	61,840円
	ポスターの作成	471,280円
	計	533,120円

報告書受理年月日	令和6年11月11日	第 1 回報告分

候補者氏名	松木　僚	所属党派	日本維新の会	期間 令和 6 年 9 月 15 日 から 令和 6 年 11 月 13 日 まで 第 2 回分
出納責任者	松木　僚			

収入		支出		円
主たる寄附		人件費		
（氏名・団体名）	（職　業） （金　額） 円	家屋費	選挙事務所費	
			集合会場費	
		通信費		
		交通費		
		印刷費		
		広告費		
		文具費		
		食糧費		
		休泊費		
		雑費		792
その他の寄附　　1 件	792			
その他の収入				
今回計	792	今回計		792
前回計	1,571,492	前回計		1,496,362
総　計	1,572,284	総　計		1,497,154

支出のうち公費負担相当額	項　　目	金額
	ビラの作成	61,840円
	ポスターの作成	471,280円
	計	533,120円

報告書受理年月日	令和6年12月16日	第 2 回報告分

候補者氏名	松木　僚	所属党派	日本維新の会	期間 令和 6 年 9 月 15 日 から 令和 6 年 11 月 19 日 まで 第 3 回分
出納責任者	松木　僚			

収入			支出		円
主たる寄附			人件費		
（氏名・団体名）	（職　業）	（金　額）円	家屋費	選挙事務所費	
				集合会場費	
			通信費		
			交通費		
			印刷費		
			広告費		
			文具費		
			食糧費		
			休泊費		
			雑費		3,095
その他の寄附	2 件	3,095			
その他の収入					
今回計		3,095	今回計		3,095
前回計		1,572,284	前回計		1,497,154
総　計		1,575,379	総　計		1,500,249

支出のうち公費負担相当額	項　目	金額
	ビラの作成	61,840円
	ポスターの作成	471,280円
	計	533,120円

報告書受理年月日	令和6年12月16日	第 3 回報告分

候補者氏名	松木　僚	所属党派	日本維新の会	期間 令和 6 年 9 月 15 日 から 令和 7 年 1 月 20 日 まで 第 4 回分
出納責任者	松木　僚			

収入			支出		円
主たる寄附			人件費		
（氏名・団体名）	（職　業）	（金　額）円	家屋費	選挙事務所費	
				集合会場費	
			通信費		
			交通費		
			印刷費		
			広告費		
			文具費		
			食糧費		
			休泊費		
			雑費		505
その他の寄附	2 件	505			
その他の収入					
今回計		505	今回計		505
前回計		1,575,379	前回計		1,500,249
総　計		1,575,884	総　計		1,500,754

支出のうち公費負担相当額	項　目	金額
	ビラの作成	61,840円
	ポスターの作成	471,280円
	計	533,120円

報告書受理年月日	令和7年2月5日	第 4 回報告分

議会告示

堺市議会告示第１号

堺市議会議員の倫理に関する条例施行規則（平成１８年議会規則第２号）第１３条第４項において準用する同規則第１１条第３項の規定により、市議会議員の令和６年資産等報告書等に関する堺市議会議員及び市長の倫理に関する調査会の意見書の閲覧について、次のとおり告示する。

令和７年３月２８日

堺市議会議長　田　渕　和　夫

１　閲覧開始の日
令和７年４月10日（木）

２　閲覧場所
堺市役所本庁舎　市政情報センター
堺区役所を除く各区役所　市政情報コーナー

３　閲覧日及び閲覧時間
(1) 閲覧日
市政情報センター又は市政情報コーナーの執務日
(2) 閲覧時間
市政情報センター
午前９時から午後５時30分まで
市政情報コーナー
午前９時から午後５時15分まで